

# 佐世保市立大久保小学校 児童殺傷事件調査報告書

(最終報告)

平成16年12月9日



---

---

## 目次

---

---

はじめに .....	1
<b>第1章 事件当日の状況</b>	
1 事件の概要 .....	3
2 事件発生までの学級の状況 .....	3
3 事件発生後の状況 .....	5
4 事件後の加害児童の状況 .....	8
<b>第2章 要因・背景の分析等</b>	
1 加害児童の状況	
(1) 学校における加害児童の状況 .....	1 1
(2) 加害児童の家庭の状況 .....	1 2
(3) 部活動退部による加害児童の心の変化 .....	1 3
(4) 4年生から5年生にかけて加害児童の成績が変化 した事情 .....	1 3
(5) 残虐な内容の多い映画や小説が及ぼす影響 .....	1 4
2 被害児童の状況 .....	1 6
3 加害児童と被害児童の関係	
(1) 学校生活における加害児童と被害児童の関係 .....	1 7
(2) 交換日記におけるやりとり等の影響 .....	1 8
(3) インターネットの書き込みやチャット等による 感情的な摩擦 .....	1 8
4 被害児童の父親の意見陳述書に述べられた 被害児童・加害児童の状況 .....	2 0
5 学級及び学級運営の状況	
(1) 学級の状況 .....	2 1
(2) 学級運営の状況 .....	2 3

6	学校運営の状況	
(1)	指導体制	2 6
(2)	「心の教育」に対する取組	2 6
(3)	職員への指導	2 7
(4)	給食指導	2 8
(5)	1 学年 1 学級の固定的な学級集団が教育に及ぼす 影響	2 8
(6)	学校運営の全般的な状況	2 9
7	事件の予兆の把握	
(1)	関係者からの聴取内容から	3 0
(2)	報道されている事象から	3 3
8	その他	
(1)	児童に対する事情聴取等が長時間に及んだこと	3 4
(2)	調書作成の際に児童の指印押捺が行われたこと	3 4
(3)	保護者への対応	3 5
(4)	問題とされた校長の発言	3 5
第 3 章 家庭裁判所の審判決定要旨		
(1)	加害児童に対する措置	3 6
(2)	本事件の直接的な要因及び背景	3 6
(3)	加害児童の人格等の特性	3 6
(4)	加害児童の家庭の状況	3 7
(5)	今後の対策への示唆	3 7
第 4 章 専門家の意見		
(1)	加害児童自身が抱えていた問題点	3 9
(2)	事件の要因及び背景	3 9
(3)	今後の対策及び課題	4 1
(4)	その他、学校や家庭、教育行政に求められること	4 3

---

## 第5章 まとめ

- (1) これまでの調査結果から ..... 4 4
- (2) 家庭裁判所の審判決定要旨を踏まえて ..... 4 4
- (3) 専門家の意見を受けて ..... 4 5
- (4) 本事件に関する県教育委員会の見解 ..... 4 5

## 第6章 県教育委員会の対応

- 1 これまでの取組 ..... 4 9
  - 2 今後の取組 ..... 5 4
- おわりに ..... 5 9

## はじめに

平成16年6月1日に、佐世保市立大久保小学校で同校6年生の女子児童が同級生にカッターナイフで殺傷されるという悲惨な事件が発生した。

本県では、昨年7月に長崎市で起きた中学生による幼児誘拐殺害事件以降、各学校や地域において生命尊重をはじめとした「心の教育」充実のための様々な取組を推進してきただけに、その最中に今回の事件が発生したことは誠に遺憾であり、痛恨の極みである。

長崎県教育委員会では、事件後直ちに対策本部を設置し、佐世保市教育委員会と一体となって、このような悲劇がなぜ起こったのか、何らかの予兆があったのではないかと、なぜ未然に防ぐことができなかったのかなど、主として教育的観点から事件の要因や背景等を分析するとともに、再発防止のための対応策について全力で検討を重ねてきた。

これまでの調査・分析等の経緯は以下のとおりである。

- (1) 事件に関してできる限りの情報を得るため、6月中旬から7月中旬にかけて佐世保市教育委員会と連携・協力しながら、当該校の関係教職員等から延べ13回にわたる聴き取り調査を行った。
- (2) 聴取した内容を関連する事項ごとに整理・分析した結果を、8月2日に「一次報告」として公表した。
- (3) 「一次報告」として整理・分析した調査結果から、事件の予兆であった可能性のある事象を取り上げ、それらに対する当該校の教職員の認識について再聴取するとともに、当該学級の事件当日の詳細な状況等について、学級担任からの聴取を中心に再確認した。
- (4) 9月15日に行われた家庭裁判所の最終審判の決定要旨について、次の4つの観点から内容を整理し、事件の真相について理解を深めた。
  - (a) 事件の直接的な要因や背景
  - (b) 加害児童の人格等の特性
  - (c) 加害児童の家庭の状況
  - (d) 今後の対策への示唆

- (5) 「一次報告」の内容や家庭裁判所の審判決定要旨等をもとに、大学教授など10名の専門家から本事件についてのご意見をいただき、専門的な観点から事件の捉え方や今後の対策等に関する示唆を受けた。
- (6) (3)~(5)の内容を取りまとめるとともに、これらを踏まえた今後の課題等を整理し、10月5日に「二次報告」として公表した。

その後、県教育委員会では、「一次報告」及び「二次報告」並びに県議会における議論等を踏まえ、事実関係を再確認するなどさらに調査を進めた。

また、事件に至るまで及び事件後の対応の在り方や、今後の対策等について検討を重ね、緊急的な課題については、具体的な取組に速やかに着手したところである。

本報告書は、一次・二次報告などこれまでの調査・分析結果を総括し、学校、家庭、社会それぞれの在り方や今後の対策を含めた、本事件に関する県教育委員会としての最終的なまとめとして作成したものである。

今後、本報告書を県内すべての学校に配付するとともに、教職員に対し、児童生徒理解や危機管理をはじめとする研修の機会を拡充していくこととする。各学校においても、本報告書を活用し、すべての教職員が危機意識を共有して、自らの学校運営や、学級経営及び指導の在り方を問い直すことにより、子どもの心と真に向き合う学校教育の実現を目指さなければならない。

県教育委員会では、今回の事件を通じて浮き彫りになった課題等を踏まえ、このような悲劇を決して繰り返さないという強い決意のもと、子どもたちの心の状態を的確に把握するための方策や、子ども一人ひとりに目が行き届く学校教育環境の整備などの対策に、全力を挙げて取り組んでいく所存である。

## 第1章 事件当日の状況

### 1 事件の概要

- (1) 発生日時 平成16年6月1日(火)12時20分頃
- (2) 発生場所 佐世保市立大久保小学校 3階 「学習ルーム」
- (3) 被害者 御手洗 怜美さん(当時12歳) 大久保小学校6年
- (4) 加害者 同6年女子児童(当時11歳)
- (5) 事件の概要(長崎家庭裁判所佐世保支部の審判決定要旨から)

加害者は、同級生の被害者とは、かねてから交換ノートを交わしたり、インターネット上でメールをやりとりするなどの交流を持っていたが、交換ノートやホームページ上に被害者が記載した内容を見ているうちに、自分のことを馬鹿にし、批判しているように感じて立腹し、怒りを募らせた揚げ句、被害者を殺害しようと決意し、平成16年6月1日12時20分頃、3階学習ルーム内において、カッターナイフで被害者の頸部等を切りつけ、間もなく、被害者を頸部刺切創等に基づく失血により死亡させた。

### 2 事件発生までの学級の状況(教職員からの聴取内容)

当該校の「週時程」は、9ページに記載。

#### [始業前の様子]

担任は、始業前に教室へ行ったが、特に変わった様子はなかった。

#### [朝の会・健康観察 8:15~8:25]( 運動会の片付けのため日課を変更し、「くすの木タイム」と「朝の会・健康観察」を入れ替え)

学級の様子で変わったところはなく、加害児童・被害児童についても、特に変わったところはなかった。2人とも、健康観察の時は、いつもと同じように「はい、元気です。」と答えた。

#### [くすの木タイム(ボランティア活動)~1校時 8:25~9:25]

朝の会を行った後、「くすの木タイム」から1校時にかけて、運動会の片付けを行った。

担任は、テントの撤去に当たっていた。加害児童も、テントの撤去を行っていたが、担任は、個々の児童の様子は把握できなかった。

被害児童は、養護教諭とともに万国旗の片付けを行っていた。

#### [休み時間 9:25~9:35]

片付け作業が1校時後の休み時間に少し食い込んでいたので、担当ごとに適宜解散になった。そのため、担任は、この時間帯の学級の児童の様子

は把握できなかった。

[ 2 校時書写 ( 硬筆 ) 9:35 ~ 10:20 ]

休日明けは、騒がしくなりがちな学級の実態であったため、担任もできるだけ話を控え、落ち着いた気持ちで静かに取り組むよう指示した。全員静かに書き写しを行っていた。

[ 休み時間 10:20 ~ 10:35 ]

担任は、「この休み時間中のことを記憶していない。15分間の休息なので、職員室に戻っていたと思う。」と言っている。

[ 3 校時算数 10:35 ~ 11:20 ]

担任とティーム・ティーチング担当の2人の教師で授業を行った。児童は落ち着いて学習に取り組んでおり、2人の教師とも、加害児童や学級全体の様子に特に何かを感じたということはない。

[ 休み時間 11:20 ~ 11:30 ]

3校時終了時の学級の様子は、いつもと全く変わらなかった。運動会が終わったという安堵感と疲れからか、いつも以上に落ち着いていると、担任は感じていた。

担任は、この休み時間中、自分自身が教室にいたかどうかについて、はっきりと記憶していない。

[ 4 校時国語 ( 作文 ) 11:30 ~ 12:15 ]

この時間の作文は、事件の前々週から取組を始めていたものであるが、途中運動会の練習等があったため中断していた。当日は、作文の前書きとして、題材を選んだ理由を原稿用紙2枚程度に書く時間であった。

子どもたちは集中して作文を書いていた。特に気になることはなかった。

[ 4 校時終了後、給食準備終了まで 12:15頃 ~ 12:35頃 ]

担任は、「給食の準備を当番の児童に任せ、教室内の教師用の机で、5 ~ 6名の児童が提出していた作文の誤字や脱字等の点検を行い、それぞれの児童に返した。定かではないが、給食をつぎ分ける前には必ず手を洗うので、( 教室を ) 出たとしたなら手洗いに出たと思う。」と言っている。

その後、児童が配膳の準備をしていた教室の後方に行き、おかずが残っていたボールを持って( もっと食べたい児童に後で分け与えるため ) 教室の前方に戻り、「いただきます。」を児童に言わせようと席に着かせた。

### 3 事件発生後の状況

当該校の「校舎配置図」は、10ページに記載。

時間	場所	状況
12:35頃	6年教室 (3F)	給食準備完了後、給食の開始のため子どもたちを席に着かせたところで、6年担任は被害児童と加害児童が教室にいないことに気付いた。
	3階廊下	カッターナイフとハンカチを持って血まみれになっている加害児童が、6年教室の前に戻ってきた。
	6年教室	6年担任が加害児童を発見した。
	3階廊下	6年担任は、加害児童が血まみれになっている姿を見て、カッターナイフを取り上げた。加害児童がけがをしているのではないかと思い、手を開いてみたが、けがはしていなかった。
	3階廊下	6年担任は、被害児童は大丈夫かと思い、加害児童に被害児童の居場所を尋ねたところ、「私の血じゃない。私じゃない。」と言って、学習ルームの方を指さしたので、急いで学習ルームへ向かった。
	学習ルーム (3F)	6年担任が、倒れている被害児童を発見し、すぐに「救急車」と大声で叫び、周囲に対して救急車の出動を求めた。
	学習ルーム	6年担任は、被害児童に「がんばれ、がんばれ」と声をかけながら止血に努めた。
	3年教室 (3F)	6年担任の救急車を求める叫び声を聞いた3年担任は職員室へ行って教頭に連絡した。
	3階廊下	3年担任が職員室へ向かう間、3年児童5名が学習ルームへ近づき現場を目撃したが、6年担任の制止により教室へ戻った。
	3階廊下	3年児童2人が、事件後に3階廊下を歩く加害児童を見た。
	3階廊下	5年担任が、5年教室前の廊下にいた加害児童に気付いた。服に血が付いており、被害児童のことをつぶやいたので、何かの異変と思い、加害児童に付き添って保健室に向かった。
	職員室 (2F)	教頭は、6年担任が救急車の出動を求めていることを3年担任を通して知ったが、理由が不明であったため、学習ルームへ向かった。
	校舎階段	教頭が職員室(2階)から学習ルーム(3階)へ上がる途中、下ろうとする5年担任及び加害児童とすれ違った。

		その時、教頭は、加害児童の異変には気付かなかった。
	学習ルーム	教頭が、現場を確認した。被害児童と6年担任がいた。
	保健室 ( 1 F )	5年担任は、加害児童の血で汚れた手を洗わせた後、保健室に被害児童が運ばれてくると思い、常備していた着替えを持って隣の事務室へ連れて行き着替えさせた。
	事務室 ( 1 F )	5年担任は、加害児童の足が血で汚れていることに気づき、玄関横の屋外にある足洗い場で足を洗わせて事務室へ戻った。
12:45頃	職員室	教頭は、消防局に、救急車の出動を求めた。
	学習ルーム	教務主任、3年担任、少人数指導担当教員の3人が、現場の様子を確認した。 少人数指導担当教員が、養護教諭を呼びに行った。
	職員室	教頭は、市内の校長研修会に出席していた校長に電話で事件の報告をした。
	市内他校	校長は、教頭からの電話を受け、直ちに帰校の途に就いた。校長は、帰校の途中で市教委へ第一報を入れた。
	保健室	養護教諭が、学習ルームへ向かった。
	3階廊下	3年担任は、3階の各教室の廊下側の窓を閉めて回った。
	4年教室 ( 3 F )	4年担任は、学習ルームでの事件のことを知り、4年児童に廊下へ出ないように指示して学習ルームへ向かった。
	職員室	教頭は被害児童の父へ連絡した。 教頭は2～3分で到着するはずの救急車の到着が遅いため、再度消防局へ救急出動を要請した。(大久保小学校に最も近い消防局に配備されていた救急車が出動中であったため、救急車は約4km離れた干尽出張所から出動した。そのため、到着が通常より3～5分程度遅れた。)
	学習ルーム	4年担任は、現場を確認後、3階廊下へ行った。
	6年教室	教務主任が、担任に代わって6年児童の給食の後片付けを指導した。
	3階廊下	4年担任は、6年生が給食の後片付けの後、廊下で歯磨きをしていたので、教室へ入るよう指示をした。
	保健室	3、4年担任が担架を持って学習ルームへ向かった。
	校舎外	1～4年担任、少人数指導担当教員、事務職員、事務補助員の7人は、消防隊員を迎えるため、校舎の外で待った。

12:52	6年教室 校舎外	教務主任は、担任に代わって6年児童の世話をした。 消防隊員が到着した。
	学習ルーム	4年担任と少人数指導担当教員2人は、消防隊員を学習ルームへ案内した。 消防隊員は、右頸動脈切断と左手甲傷による失血死と判断し、被害児童が死亡していることを周辺にいた教諭たちに告げた。
12:58	事務室 学習ルーム	消防隊員による加害児童への質問が行われた。 消防隊員が、佐世保警察署へ連絡した。
	校舎外	被害児童の父が到着し、学習ルームへ向かった。
	職員室	教頭は、現場の被害児童の様子について市教委へ報告した。
13:05	学習ルーム	佐世保警察署員が、学習ルームへ到着した。
	校長室 (2F)	佐世保警察署員による加害児童への事情聴取が、約40分間行われた。
13:10	ふれあい 教室(3F)	佐世保警察署員による6年担任への事情聴取が、約30分間行われた。
13:15	校長室	校長が帰校した。
13:20	校長室 職員室	佐世保市教委の小学校担当主幹が到着した。 教頭の指示を受けて、特殊学級担任が、1～5年児童に集団下校をする旨の校内放送を行った。
13:55	校長室	加害児童が、佐世保警察署へ移送された。
14:00	各教室 6年教室等	1～5年児童が、集団下校を開始した。 警察による6年児童への事情聴取が、5か所に分かれて行われた。6人の教諭が分担して立ち会った。聴取終了(17:00)後調書作成が行われた。(17:45 終了)
	職員室	6年担任は、事情聴取のため、佐世保警察署へ出向いた。(18:30 終了)
14:30頃	校長室・ 理科室(2F)	警察による全教職員への事情聴取が、行われた。(21:00 終了)
17:00頃	会議室 (1F)	警察が、6年児童の保護者へ、児童の事情聴取を行ったこと及び調書を作成することについて説明した。
18:00頃	会議室	校長、教頭、市教委担当者が6年児童及び6年保護者に、被害児童が死亡した事実を含め事件の状況を説明した。 また、保護者会を明日の午前中に開催することを連絡した。

## 4 事件後の加害児童の状況

- 返り血を浴びていることに気付いていないのか、手に付いた血をハンカチで拭っただけで教室に戻ろうとしていた。
- 加害児童は、付き添った5年担任に、泣きそうな声で「救急車を呼んで」と訴えた。
- 初めは「私じゃない」と言ったり、「私、どうなるの」と聞いたりするなど混乱していたが、救急隊員と話す時は、感情を抑えているような表情だった。
- 加害児童は、インターネットの掲示板に悪口を書かれて、それで殺そうと思った。その掲示板の悪口は、被害児童のパスワードを使って消したということである。
- 加害児童は、土曜日に殺そうと準備し、(運動会の代休の)月曜日に呼び出そうとしたが、(休みの日に)いろいろやるとバレると思い、火曜日になったようだ。
- 加害児童は、「カッターで切って」、「左手で目隠しをして」などと事細かに話した。
- 加害児童は、「死ぬまで待って、バレないように教室へ戻った」と言った気がする。
- 加害児童が、淡々と話す時と、「救急車を呼んで」と言った時の様子は違っていた。
- 加害児童は、救急隊員から聴取が終わった後、被害児童がどうなるか、とても心配していた。

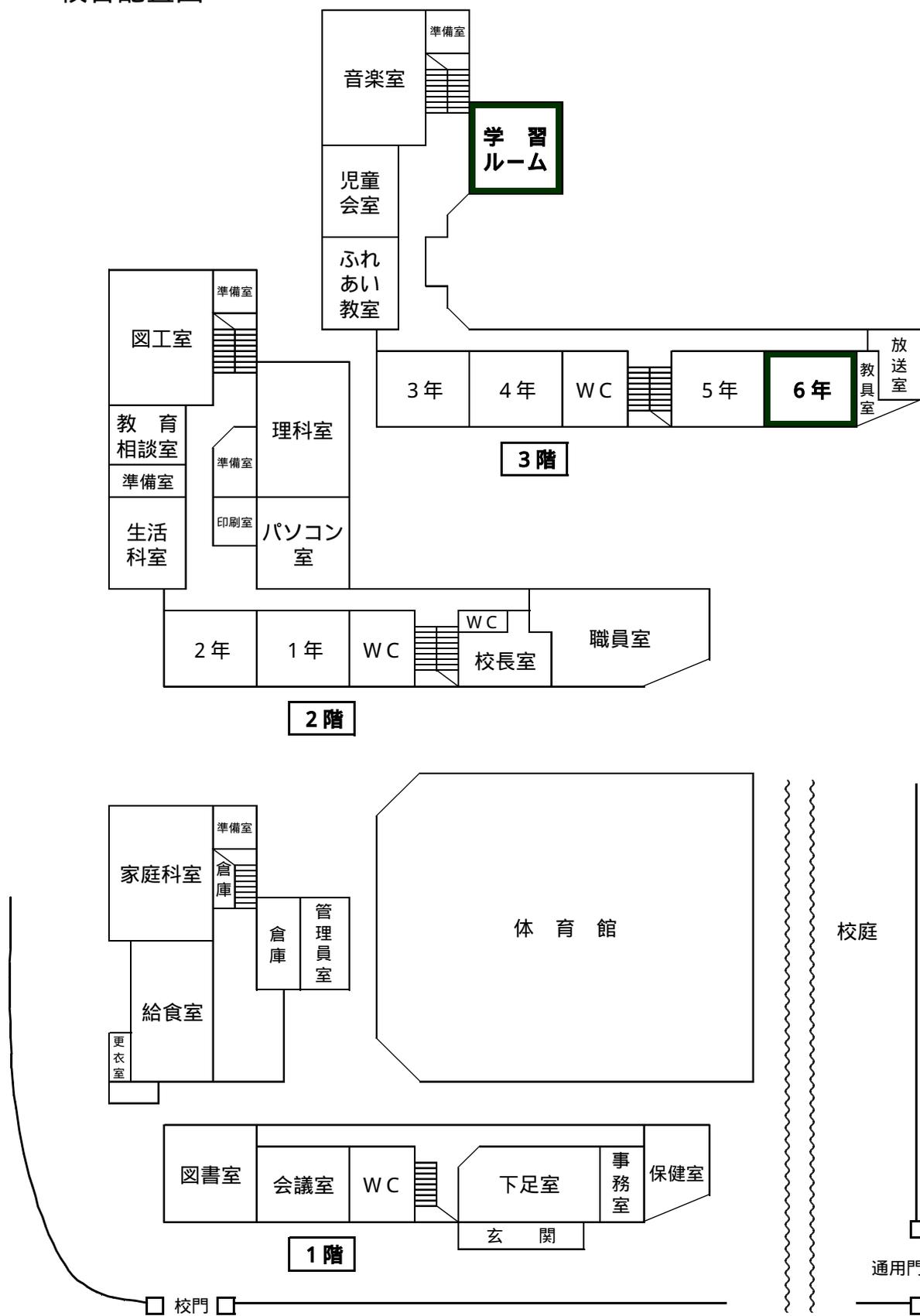
当該校の週時程

週 時 程

時刻	分	曜	月	火	水	木	金
8:15	15	校	国語 チャレンジ タイム	くすのき タイム	算数 チャレンジ タイム	読書 タイム	算数 チャレンジ タイム
8:30	10		日	朝の会・健康観察			
8:40	45		1	7	13	17	22
9:25	10		休				み
9:35	45		2	8	14	18	23
10:20	15		休				み(休息)
10:35	45		3	9	15	19	24
11:20	10		休				み
11:30	45		4	10	16	20	25
12:15	40		給食				指導
12:55	5		はみがき				タイム
13:00	45		昼休				み(休憩)
13:45	15		清掃指導(月~木【縦割り掃除】・金【学級掃除】)				
14:00	5		準備		下校指導	準備	
14:05	45		5	11	14:05~14:20	21	26
14:50	10				14:25 大久保タイム 15:10	下校指導	
15:00	45		6	12	14:50~15:05	27	
15:45	15		下校指導 15:45~16:00		教育相談 個別指導	15:10 校内研修 職員会議	下校指導 15:45~16:00
16:00	15		(休				息)
16:15	45		連絡会 16:15~16:30 職員会議 16:30~17:00	執務 連絡会 16:45~17:00	執務	連絡会 生徒指導連絡会 16:15~16:30 職員会議・校内研修・執務	執務
17:00							

は、臨時の場合

校舎配置図



## 第2章 要因・背景の分析等

### 1 加害児童の状況

#### (1) 学校における加害児童の状況

##### 【主な聴取内容】

- 係活動や授業にも熱心に取り組んでいた。もし、事件がなければ、非常にまじめでいい子という印象だ。
- 跳び箱ができなかったが、何度も何度も練習するなど、最後まで頑張るという気持ちは持っていた。
- 学習においては努力家であり、しなければならぬことは、きちんとしていた。テスト等の点数にこだわることはなかった。
- 学級の中に親友と呼べるような友達はいないが、複数の友人と一緒に行動していた。
- 加害児童は、学級内のもめごとには関わらない感じがした。
- 子ども同士での多少のけんかはあったが、特に攻撃的という印象はない。
- 間違っていると思うと許せないタイプで、例えば、友だちから悪ふざけをされたりすると、追いかけたり、倒したり、蹴ったりすることもあった。冗談半分のようにもあったが、若干感情的になっていた。

##### 【教職員の認識】

冗談半分と思い、真剣には受け止めなかった。

- 友達とよく遊ぶ反面、一人で物思いにふける場面も見受けられた。
- (教師の)側に寄ってきて、「何かすることない。」という感じで、手伝いを申し入れてきた。
- 職員室で不満そうな顔をしていることがあったことを思い出す。かと言って不満を口に出したりはしなかった。
- 自尊心が過度に強いとは感じなかった。注意や指摘を受けても不満そうな表情を見せることはなかった。
- 何回か「表情がきつい」と感じることもあった。  
時期は断定できないが、ある時期、目つきが変わってきたなと感じたことがあった。しかし、6年生になって話をした時は以前と様子が変わらなかったなので安心した。

##### 【教職員の認識】

2人の教員がこのような変化を感じたことはあったが、当時は、特に問題視しなかった。また、担任には、そのような印象や認識はなかった。

- 日常のたわいもない会話はするが、家族の様子や自分のことなどについて深いところまで話したことはなかった。
- 加害児童は、明るい部分と暗い部分がある感じを受けている。
- 事件の2週間前、放課後に（担任が）数名の児童と雑談中、加害児童は椅子に座ってボーッとしていた。声をかけると、「何でもないです」と笑顔を見せたので、その時は安心した。

【教職員の認識】

担任は、数名の児童と雑談していて、加害児童の様子に気付き声をかけている。

担任は、「加害児童が『何でもないです』と笑顔を見せたので安心した。」と言っている。また、「後にして思えば、何かを考えていたようでもあり、その時、もう少し話を聞いておけばよかったかもしれない。」と振り返っている。

【分析結果】

加害児童の印象として、「まじめ」「努力家」などと受け止めており、学習や係活動等において地道に頑張っていたことがうかがえる。また、学級の中に親友と言える友人はいないが、複数の友人と一緒に行動し、よく遊ぶ反面、一人で物思いにふけったり、悪ふざけをした男子児童に対して乱暴な言動を見せたりするなどの様々な側面も見受けられた。

(2) 加害児童の家庭の状況（家庭訪問時の状況を中心に）

【主な聴取内容】

- 家庭訪問の時、父親は矢継ぎ早に質問するなど、教育熱心さを感じた。
- 父親が教育方針を語り、母親は口を出すことは少なかった。子どもの成績については、こだわりを感じた。
- 父親は、加害児童について「どうですか、よく育っているでしょう。」などという感じで話をした。
- 家庭訪問では、父親の方に強い印象を持った。家族間でディベートをするということを聞いた。また、しつけは家庭の問題と述べていた。
- 「病気で倒れた時、勇気づけられた。この子がいたから立ち直ったと思っている。とてもかわいい子だ。」と父親が語っていたことを記憶している。
- 加害児童は、自分から家族の話をしたことはないが、聴くと素直に答えていた。

【分析結果】

家庭訪問時は父親が一人に対応し、母親は控え気味であった。

父親の加害児童への期待は大きく、しつけ等は父親を中心に行っていたようである。

家庭の教育方針として、成績の向上を重視していたことがうかがえる。

(3) 部活動退部による加害児童の心の変化

(加害児童は5年生の12月頃ミニバスケットボール部を退部している)

【主な聴取内容】

- 加害児童の保護者は、加害児童がミニバスケットボールをすることを快く思っていなかったようだ。
- 「2学期の成績が下がったら(加害児童がミニバスケットボール部を)やめさせられる。だから通知表の評価を下げないで。」と周りの児童が(担任に)言っていた。
- 12月頃退部したようだが、その後、試合に出たことがあったようだ。
- 親の意向で仕方なくやめたと思う。(一度やめて、再び試合に出たのは)親には言っていないのかもしれない。
- 加害児童に勉強させたかったのが退部理由の中心ではないか。父親の意向が強かったと思う。
- 5年時、加害児童はミニバスケットボール部退部後の2月、3月の頃、文集の表紙絵の作成やプリントの採点を手伝うなど、教師に協力的であった。

【教職員の認識】

教師に協力的であったことから、甘えたがっている状況が感じられるなど、何らかのサインを発していたのかもしれないが、当時、そのような捉え方はしていなかった。

【分析結果】

聴取内容から推測する限り、加害児童は納得して、ミニバスケットボール部を退部したのではないようである。

したがって、自分のやりたいことができない悔しさなど、退部が加害児童の心理にマイナスの影響を与えたということは、十分に考えられる。

(4) 4年生から5年生にかけて加害児童の成績が変化した事情

【主な聴取内容】

- 4年担任と5年担任では評定の仕方が違っていたので、他の児童も成績が下がっていた。加害児童が宿題をしなくなったとか学習意欲が極端に下がっ

たということはない。

- 学力テスト（教研TK式）の結果を見ると、学級の平均点は、4年時50点 5年時49点であり、学力はそれほど落ちていないが、通知表の評価は学年全体として4年時の方が高い。評価の基準が4年時が甘かったのか、5年時が厳し過ぎたのかははっきりしない。
- 学習においては努力家であり、しなければならないことは、きちんとしていた。テスト等の点数にこだわることはなかった。
- 算数の時間は早合点で間違えることがあったので、「よく見直すように。」と言葉をかけた。
- 「2学期の成績が下がったら（加害児童がミニバスケットボール部を）やめさせられる。だから通知表の評価を下げないで。」と周りの児童が（担任に）言っていた。

#### 【分析結果】

4年時と5年時で学級担任の評価の方法や考え方に若干の違いがあり、結果として5年時は厳しい評価（高い基準による評価）がなされていたように思われる。

したがって、加害児童の成績の変化が本人の学習意欲や能力の変化に起因するとは、一概に言えないようである。

ただし、加害児童は努力家タイプであることや、保護者に子どもの成績についてのこだわりが見られ、成績が低下するとミニバスケットボール部をやめざるを得ない状況があったと思われること、さらには、「不快感情は未分化で、適切に処理されないまま抑圧されていた」との家庭裁判所の審判決定要旨から、評価に変化があったことについて加害児童が不安や悩みを抱えていたことも考えられる。

なお、成績優秀な子どもへの羨望の有無、また、そのことが事件の要因となったかどうかは確認できない。

#### (5) 残虐な内容の多い映画や小説が及ぼす影響

##### 【主な聴取内容】

- 加害児童が教室で小説を読んでいることはあったが、それが何の小説であるのかはわからなかった。  
 【教職員の認識】  
 特に気にしていなかった。  
 どのような小説を読んでいるのかも分かっていなかった。
- 加害児童は、事件前から暴力的シーンに興味があったようだ。

- 加害児童は、5年時の文集に、好きな本として、ボイスとバトルロワイヤルを書いていた。

【教職員の認識】

このことについて、5年時の担任は、当時、気付いていなかった。

事件後に報道でこのことを知り、改めて昨年度の文集を見て、事実であることを確認した。

- 事件後、4校時目の作文の下書きがランドセルから出てきた。その中に「お前を殺しても殺したりない・・・」(映画ボイスの言葉を引用)という記述があり、長々と書いていた。

【教職員の認識】

担任は、この記述について、事件前は全く知らなかった。

事件後、警察が加害児童の持ち物を調べた際に担任は校長・教頭とともに立ち会ったが、その時、この記述のことを知った。

この作文は、卒業後の思い出づくりのために書かせたものであり、担任の指導としては、誤字や脱字の修正等が中心で、内容については児童に任せていた。

担任は、作文の構想段階で、加害児童が題材として「人の心理」を選んでいたことは知っていた。変わっているとは思ったが、複数の女子と一緒に決めたことのように、女の子同士で仲良く考えていくのならよいと思い、特に気に留めていなかった。

また、加害児童が映画のことを書いていることは、事件の2週間前、作文の書き始めの頃に認識していたが、担任自身がその映画の内容を知らなかったため、指導はしていなかった。

- 事件後、加害児童のランドセルに自作の小説を書いたノートが入っていた。その小説には島の地図が描かれ、登場人物は38人ほどで、一人ひとりが持っている武器の名前も書かれていた。また、「殺す」という言葉がたくさんあり、どうやって殺すかも書かれていた。

【教職員の認識】

担任は、事件後、警察による加害児童の持ち物調査に立ち会った際に、このノートの存在を初めて知った。

担任は、「映画のストーリーか小説を書き写しているように思われるこのノートには、同級生の姓があり、被害児童の姓も含まれていた。名は、被害児童と違う名で記されていた。」と言っている。

【分析結果】

加害児童の作文の下書きや自作の小説に見られる殺害方法等に関する記述及びインターネットのホームページの内容からみて、加害児童が残虐的な内容の多い映画や小説に影響を受けていたことは十分考えられる。

家庭裁判所の審判決定要旨でも、「傾倒していたホラー小説等の影響により、攻撃的な自我を肥大化させていた。」と指摘されている。

## 2 被害児童の状況

### 【主な聴取内容】

- 4年時の4月に転入してきたが、飾りっ気がなく、あっけらかんとしていて、言動に裏表がない子どもに映った。
- 被害児童が4年に転入してきた時、クラスに新風を吹き込んでくれるかもしれないという印象を受けた。新鮮で、明るかったし、彼女がクラスの雰囲気を変えてくれるのではないかという期待感があった。
- 転入後すぐにみんなと打ち解けた。授業中、積極的に発言するようなことから、みんなが一目置いていたように思う。
- 掃除をさぼっている男子を見ても影響されずに、まじめに取り組むタイプだった。

### 【分析結果】

被害児童は、4年時に転入してきたが、おおらかで人と争うようなことがないため、学級にも自然ととけ込んでいったようである。

しっかりとした意見を持ち、積極的に発言するため、周囲の児童も一目置いていた。また、掃除等においても、自分のなすべきことをきちんと果たす子どもであった。

当時の学級担任としては、被害児童に対してクラスの雰囲気をよい方向に変えてくれるのではないかという期待感を持っていたようである。

被害児童の転入によって加害児童が大きな影響を受けたということは、聴取内容からは、浮かび上がってこない。

### 3 加害児童と被害児童の関係

#### (1) 学校生活における加害児童と被害児童の関係

##### 【主な聴取内容】

- きっかけはわからないが、5年生の時には一緒にいた。
- 共通点として2人ともイラスト作成やパソコン操作が上手だったので、自然と仲良しになっていったようだ。
- 5年生の時、加害児童と被害児童は、よく担任に寄ってきて話をする児童であった。
- 5年生の時、担任は、2人がメールを送ることができることや、実際にチャットを行っていること、また、交換日記を行っていることを知っていたが、特に問題視していなかった。
- 6年生の4月頃は特に仲が良かった。しかし、(担任は)交換日記やチャットのことは全く知らなかった。
- 6年生の時、被害児童は、5年時の担任と時々話をするのがあったが、加害児童は話をするのがなかった。
- 6年生になって、加害児童と被害児童、他に1人の3人が同じ委員会(放送委員会)に入った。
- 委員会の所属については、子どもたちの希望を優先し、希望が多い場合は話し合いで決めていた。結果として、2人は同じ委員会に所属することになったが、どのような経緯でそうなったかについては不明である。
- 担任の前では、加害児童と被害児童がいがみ合う様子などは見られず、担任は、2人を仲が良いと思っていた。
- 仲は良かったが、親友同士というまではいかず、普通の友達関係だった。
- 加害児童も、被害児童との仲を普通の友達関係であり、特に親しい友人ではないと認識していたようである。
- 加害児童が被害児童に対して劣等感ややっかみの気持ちを抱いているようなことは感じられなかった。

##### 【分析結果】

加害児童と被害児童は、パソコンやイラスト等の共通の趣味を通して自然と親しくなり、6年生の4月頃は特に仲が良かったようである。

ただし、2人の関係は親友同士ということではなく、普通の友達同士であったようだ。

このようなことから、加害児童が被害児童に対して、以前から悪意を持っていたとは考えにくい。

## (2) 交換日記におけるやりとり等の影響

### 【主な聴取内容】

- 5年生の時にグループ間で、女の子同士のメンバーの取り合いはあった。
- 5年生の時に保護者から聞いたところによると、「交換日記は11人ぐらいで行っている。」とのことだった。
- 事件後に聞いたところによると、事件前には、交換日記は、加害児童と被害児童と他1名の児童が行っており、チャットは、2人と別の1名の児童が行っていた。
- 加害児童と被害児童は交換日記はしていたが、2人がべったりくっつくようなところはなかった。
- 交換日記の他にそれに類するノートが数冊あるもよう。
- 今年になってから加害児童と被害児童及びその他の3人の児童、計5人で回覧して書いていた交換日記があったようである。内容は分からないが、この交換日記をめぐって、今回の事件の直前までに何らかのトラブルがあったらしい。

### 【教職員の認識】

交換日記をめぐるとのトラブルについて、教職員は全く認識していなかった。

### 【分析結果】

5年時は多人数で行っていた交換日記が、6年になって特定の児童間で行われるようになったようである。

事件直前までに、この交換日記をめぐって何らかのトラブルがあったようである。そのことが2人の関係に変化をもたらし、悪い方向に進む要因の一つとなったと考えられる。

## (3) インターネットの書き込みやチャット等による感情的な摩擦

### 【主な聴取内容】

- (授業では)メールをもらった時に相手が嫌がるようなことは書かないように指導した。子どもたちはもらった喜びは感じていたようだ。
- パソコンの技能については個人差があり、個々のレベルに対応する指導は大変だった。加害児童は技能的に優れていた。
- 現6年児童については、5年生当時の10月にパソコン室において、掲示板ソフトを活用した情報交換の授業を1回行った。
- 加害児童がチャットの中で使っている「うざったい」等の言葉は他の児童も(普段から)使っていた。

- 加害児童は、「インターネットの掲示板に悪口を書かれて、それで殺そうと思った。」と、はっきり言った。

**【分析結果】**

事件直後の加害児童の発言から、インターネットの掲示板への書き込みが、加害児童が、被害児童に対して「怒り」や「憎しみ」を抱く大きな要因となったことがわかる。

家庭裁判所の審判決定要旨にも、「加害児童にとって、交換ノートやインターネットが唯一安心して自己を表現し、存在感を確認できる『居場所』」となっており、被害児童の書き込みに対し「『居場所』への侵入と捉え、怒りを募らせて殺意を抱くに至った。」ことが指摘されている。

#### 4 被害児童の父親の意見陳述書に述べられた被害児童・加害児童の状況

被害児童の父親から家庭裁判所へ提出された意見陳述書によれば、被害児童について、

- 明るい性格で、二人の兄を慕っていたこと。
  - 「(転入後)すぐに友達はできて、自宅に呼んだり、相手の家に行ったりしていました。」
  - 「長崎時代の友人とも手紙や電話で関係を保ち続けていました。」
- などと記されている。

また、加害児童については、

- 「初対面の私と物怖じせず話し、はきはきした子、猫が好きな子という印象でした。」
- 「学校に行くとき部活動中の子の中で、彼女が一番に怜美に気がつき『さっちゃん、よく来たねえ』と声を掛けてくれました。あの時の彼女の笑顔、それを見た怜美のうれしそうな顔は忘れられません。」
- 「今年、彼女が私の家に来て二人でパソコンをしていたことがありました。その時、彼女が椅子に座らず膝立ちで怜美の横にいたので、私が椅子を持って行ってあげました。その時の彼女のはにかんだ笑顔が印象に残っています。」
- 「怜美からよく彼女の話が聞かされてきました。数少ない接点しかありませんが、私の彼女に対する印象は悪いものではありませんでした。」

などと印象等を記したうえで、

- 「友人の一人とだけ思っていただけに、私の衝撃はより大きかったです。」
- 「実際に人を殺すということはたやすいことではありません。その一線を越えるほどの問題が二人の間にあったとは、どうしても理解できません。」

と、事件から受けた衝撃の大きさや、また、戸惑いの気持ちが述べられている。

「 」の部分は原文からの引用

## 5 学級及び学級運営の状況

### (1) 学級の状況

#### 【主な聴取内容】

#### (a) 4年時

- 元気のよいクラスで、いろいろな問いかけや投げかけに反応がどんどん返ってきていた。
- この学年は、3年生の頃から言動が荒かった。ただし、加害児童については、特にそうだと感じなかった。
- 学級の状況は、子どもたちと担任との関係がうまくいって比較的落ち着いていた。また、固定化した仲良しグループはなかった。

#### (b) 5年時

- 学級は、よく遅刻をする児童がいたり、教室でお菓子を食べたり、廊下で暴れたり、授業中騒いだりするなど、生活面で指導を必要とする児童が多く、落ち着きのない状態が見られた。
- 5年時の委員会活動で、この学年の児童は、「人の話を聞かない」、「仕事をしない」、「話し合いをまじめにしない」と感じるが多かった。  
また、男女ともに言葉遣いが荒かった。
- 委員会活動で感じていたが、この子どもたちの学級は大変だと思った。
- 5年生の時が大変だった。兄弟のように何でも本音で話していたが、会話の中で「うざい」「お前ねー」などの言葉が使われ、男女ともに言葉遣いが荒く、周囲で聞いている者が心配になる程であった。
- 5年生の時は落ち着かないクラスだった。(6年生になる時、)担任のなり手がなかった。
- 5年生の時にグループ間で、女の子同士のメンバーの取り合いはあった。
- 女子は、「この人は好きですか？嫌いですか。」といったメモを回して他人の悪口を言っていたので、女子だけ集めて、「あなたがそんなことを言われてどう思う。」などと指導したことがある。
- クラスの状況は担任の指導により、3学期後半はかなり改善されていた。

#### (c) 6年時

- 本年度転入の女性教諭が6年担任を希望していたが、前担任が女性だったことから、男性教員を担任にしようと考えた。
- 年度当初、担任は、学級の様子に特異な感じは受けなかった。授業中の発言も多く、活気があると感じた。わがままな子どもたちが多いという印象は

あったが、「学級崩壊」という状況ではなかった。

- 5月頃の学級の様子として、担任は、最高学年として、子どもたちが学校全体のリーダーシップをとるようになったことや、女子が明るくなったと感じた。
- ただし、授業中は私語やざわつきがあった。席を立つことはなかったが、男子の授業態度は常に注意して見ておく必要があった。女子は落ち着いて取り組んでいた。
- 授業中は騒がしい感じであった。担任が大きな声で注意していた。休み時間も騒がしい学年である。
- 委員会活動でも、期日や時間を守らないなど、無責任な状況が目立った。
- 遅刻、欠席などにより朝のあいさつの時に、38人全員がそろうことが少なかった。
- 教室でお菓子を食べる子もいた。
- 廊下で暴れる。係活動が十分でない。
- 他の児童の指導に注意が向き、加害児童、被害児童についてはよく注意して見ていなかった。
- クラスの中で、交換日記、チャットが行われていたことは全く知らなかった。ノートをまわしていることも気付かなかった。

#### 【分析結果】

当該学級は、活気はあるものの、落ち着きやけじめに欠ける面があり、全体的な傾向として、

- (ア) 言動に粗雑さがあり、ともすると相手を傷つけることがある。
- (イ) 忍耐や責任感を要する継続的な学習や活動が苦手である。
- (ウ) 学級としてのまとまりが弱く、思い思いの言動が目立つ。

などの問題点があった。

以上のことから5年時の学級担任は、生徒指導に追われ、一人ひとりの児童に十分関われない面があった。(今回の加害・被害児童が指導を受けるような状況はなかった。)ただ、学級担任の指導により、このような状況は、3学期後半にはかなり改善されたようである。

6年時も、学級の落ち着きの無さは残っていたが、最高学年としての自覚や、女子の明るさなどの変化も生じてきた。

落ち着きを欠いた学級の雰囲気子どもたちの心理的な状態を不安定にした可能性は考えられるものの、そのことが、事件の直接の要因になったとは捉えにくい。

(2) 学級運営の状況

(a) 「学級経営案」の記載内容について

当該学級の「学級経営案」(原文のまま転載)

平成16年度 学 級 経 営 案 6年1組		
学 校 教 育 目 標		
「確かな学力と豊かな心を持ち、たくましく生きる大久保っ子の育成を図る。」		
めざす学校像	めざす児童像	めざす教師像
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命,健康,安全を大切にしている学校</li> <li>・特色ある教育活動を実践できる学校</li> <li>・保護者,地域等の期待に答える学校</li> <li>・学ぶ喜びを味わい合える学校</li> <li>・研究,研修を授業実践に生かす学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやりのある子</li> <li>・自ら学ぶ子</li> <li>・明るく元気な子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもをかけがえのない存在としてとらえ,大切にしている教師</li> <li>・子どものよさや頑張りを見だし,伸ばす教師</li> <li>・専門性を高めるための研修に努める教師</li> <li>・子ども,保護者から信頼される教師</li> </ul>
	在籍数 男子18名 女子 20名 計38名	
学 級 の 実 態	学 習 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しい雰囲気の中で学習することができる。</li> <li>・集中力に欠け,課題解決のための努力ができない児童がいる。</li> <li>・授業中の発表・表現に対する積極性に欠ける。</li> </ul>
	生 活 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく,活発である。</li> <li>・協力し,みんなで物事に取り組もうとする積極性に欠ける。</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に対する判断・注意力,また,活動や決まりに対する責任感が十分でない。</li> <li>・友達同士で,互いに違和感を覚え,仲良くできていない児童がいる。</li> </ul>
学 年 目 標	「色や形は違っていい,ともに輝け!」 やさしく輝け みずから輝け あかるく輝け	
学 級 経 営 方 針	<p>最高学年としての意識を高め,ひとつの物事に対して協力し合いながら,自主的・継続的に取り組むことができる子どもを育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの良さを認め,それを伸ばさせることができるよう,児童理解に努める。</li> <li>・児童一人ひとりが人間性豊かな,明るく楽しい学校生活を送ることができるよう常に配慮する。</li> <li>・けじめを大切に,ともに協力し合いながら努力していこうとする態度を身につけさせる。</li> <li>・最高学年として,積極的に発言・行動しようとする態度を養う。</li> <li>・児童ひとりひとりの良さを生かしながら,基本を重視した教科指導に当たる。</li> </ul>	

【主な聴取内容】

- クラス全体の言葉遣いが荒く、もう少し気をつかって欲しいと思っていた。
- 学級経営案の「学級の実態（学習面）」に記されている「楽しい雰囲気の中で学習することができる」というのは、にぎやか過ぎる、うるさいということである。
- 学級経営案の「学級の実態（生活面）」に、「協力し、みんなで物事に取り組もうとする積極性に欠ける」と記載したが、入学式の会場づくりでは一生懸命に取り組むなど、昨年この学年に感じていたイメージとは反対に、意外にまじめにできるんだなと思った。しかし、リーダーはいなかった。
- 学級経営案の「学級の実態（その他）」に記されている「安全に対する判断・注意力、また、活動や決まりに対する責任感が十分でない」というのは、廊下を走ったり、教室内で追いかけてこをしたり、廊下に寝そべったり、給食室前のピロティなど遊んでいけない所で遊んだり、体育館が使えない日に勝手に入って遊んだりすることを指している。注意をすれば、その時は聞いていたが、しばらくすると、またやっていた。また、下級生に悪口を言う児童もいた。
- 学級経営案の「学級の実態（その他）」に記されている「互いに違和感を覚え」というのは、児童間で、最初からこの子とは合わない、毛嫌いし合うところがあったことを指しているが、加害児童と被害児童の関係を念頭に置いたものではなかった。

【分析結果】

学級経営案は、学級担任が昨年度担当していた学級のものと同通っている点が多い。（昨年度も6年生を担当していた。）このことは、児童の実態が似ていると判断したためとのことであったが、学級経営案は、学級目標を実現するための基礎となるものであり、児童の実態等により即したものでなければならぬが、その点について管理職の適切な指導が必要であった。

学級担任としては、学級経営案はきちんと作成しなければならないという思いはあったものの、慌ただしい4月に作成しなればならなかったことや、昨年度も6年生を担当していたということもあり、理想や目標を念頭に置いて努力すればよいという考えから、作成についてあまり重要視していなかったようである。

(b)学級の状況の把握について

【主な聴取内容】

- 6年時の担任は、当該学級が5年生だった時に隣の学級（6年生）の担任をしており、当該学級の様子や配慮が必要な児童のことなどは分かっているとの思いから、子どもたちの状況について前担任からの引継ぎを断った。

- 4月は「スタート」をテーマに、5月は「友情」をテーマとして学級運営に取り組んだ。
- クラスの中で、交換日記、チャットが行われていたことは全く知らなかった。ノートをまわしていることも気付かなかった。
- 女子児童が、3～4のグループに分かれていたことは感じていたが、その状況については、詳細に把握していなかった。

**【分析結果】**

学級担任は、自分なりに把握している学級の実態を基に、学級目標を月ごとに設定して生徒指導に当たっていたようだが、学級内の状況、例えば、女子児童の交換日記のことや、子どもたちの人間関係等については、詳細な把握ができていなかったことから、全般的に児童との関わり方が弱かったのではないかと思われる。

また、当然行うべき前学年の学級担任からの引継ぎを受けなかったことは、適切とは言えない。

## 6 学校運営の状況

### (1) 指導体制

#### 【主な聴取内容】

- 昨年度は、職員朝会や放課後の連絡会(16:35～16:45)を週1回は行ったり、学期末の会議で総括するなどして、子どもたちの状況について随時情報交換を行っていた。当該学級の生徒指導についても話題になっていた。
- 全学年が単学級であり、日頃から情報交換を行っていたので、学年間での情報の共有化はできていると感じていた。
- 職員の協力体制はあった。職員間の仲はよかった。
- 本年度は、木曜日の放課後の時間帯(16:15～16:30)に「生徒指導連絡会」を設定している。
- 本年度は毎週水曜日の15時10分以降に教育相談や個別指導の時間を設定しているが、実績として相談等はほとんど行われていない。また相談記録も残されていない。

#### 【分析結果】

職員は互いに協力し合える人間関係にあり、児童の状況等を把握するための情報交換の場が日課の上では設定されていたが、十分に機能していなかった。

職員の意識として、「全学年が単学級であることから、子どもたちのことは日頃からよくわかっている。」といった思い込みがあったようだ。

また、日課の中に教育相談の時間が設定されているが、相談が実施されていない。そのことについて校長等からの指導もなされていない。

### (2) 「心の教育」に対する取組(昨年7月の事件後の取組)

#### 【主な聴取内容】

- 心の教育及び生徒指導充実のための校内体制を総点検することになっていたが、全校的な取組は十分行えなかった。個人面談や家庭訪問の実施、目標の見直しなどについて、担任へ指示したが、後の確認は十分でなかった。
- 心のノートの活用について、活用計画書を作成するように指示した。道徳主任から作成済みの報告を受けた。
- 昨年は、夏休み前に個人面談を実施したが、相談内容等の記録がなく、校長等への報告や職員間での情報交換は行っていない。実質的に担任に任せていた。
- 道徳教育の全体計画や指導計画は作成している。
- 本年度の「いじめ根絶強調月間」(5月6日～6月4日)の期間中は、校長講話と朝のあいさつ運動を実施した。また、いじめ等に関する子どもたち

のアンケート調査は実施していない。

- 例年は6月に家庭訪問を実施しているが、本年度は事件があったため児童の個人面談に切り替えた。本年度の家庭訪問は、夏季休業日に実施することとした。

#### 【分析結果】

学校としての取組が、計画や指示の段階で留まっており、確かな実践につながっていない。多くの部分を学級担任に任せている状況にあり、校長のリーダーシップや実施状況の評価が不十分であったと言わざるを得ない。

### (3) 職員への指導

#### 【主な聴取内容】

- 各担任が提出する学級経営案に目を通し、各学級の経営方針等については理解していた。目標実現のために、週案（1週間の教育活動の計画表）や職員朝会、職員会議等、機会をとらえて全体的な指導はしたが、担任を個別に指導することは行っていない。
- 週案の提出については、以前は2週間に1回であったが、記入内容が十分でなかったため、毎週提出させるようにした。また、道徳の授業計画について、資料名を書く程度に留まっていた教員に対し、「それでは不十分である。」と指導したこともあった。
- 5年時の1学期に当該学級において、児童間の人間関係に問題があったことは把握していた。悩み調査の実施後、担任が問題点を整理して子どもたちの人間関係の調整に当たっていた。
- 児童一人ひとりの状況等に関する個票を作成することの必要性について、校長としての思いを職員へ伝えたが、十分に浸透していなかった。
- 学級経営に関しては、教室の環境整備等について、校内巡視で気付いたことを担任に指導した。

#### 【分析結果】

学級経営案に基づいた具体的な指導の内容や方法等に関して、学級担任への指導が、十分になされていなかった。

週案に関しては一定の指導が行われていたようであるが、指導内容に深く関わる部分について十分な指導がなされていたとは言い難い。

いじめ等の問題行動については、状況の把握に留まり、悩み調査の実施や結果の生かし方についても、学級担任に任せており、全校的な取組が不十分であった。

#### (4) 給食指導

##### 【主な聴取内容】

- 給食準備の時間は、多くの担任が給食当番を引率して給食調理室と教室を  
行き来している。
- 給食準備の時間は、トイレに行く子どもや給食当番以外の係活動をしてい  
る子どもたちもあり、教室に残っている子どもたちの把握はできにくい。
- 配膳の時間に2人の児童がいなかったことについては、担任は気が付かなか  
った。
- 2人の児童がいないことを担任に申し出た児童はいなかった。

##### 【分析結果】

給食準備中に児童が不在であることについて、教師も子どもたちもあまり  
問題視していなかった。給食指導の時間に、学級担任が全ての児童の状況を  
把握することは当該校に限らず難しい状況にある。

#### (5) 1学年1学級の固定的な学級集団が教育に及ぼす影響

##### 【主な聴取内容】

- 単学級で感じたことは、子ども間の人間関係が悪くなった時の修復が難し  
いということである。子ども同士での好き嫌いができてしまっている。
- 兄弟のように育ってきているので、他の学校に比べて、
  - (ア) けじめがない。
  - (イ) 何でも本音で話すので、相手を傷つけるのではないかと心配するこ  
ともあった。
  - (ウ) 落ち着きがない。
 などの感じは受けた。
- 単学級は人間関係が固定化しがちになるように思われる。この学級の子ど  
もたちも影響を受けていたように思う。

##### 【分析結果】

本県には1学年1学級の学校は数多く存在する。固定的な学級集団には長  
所と短所の両面があるが、当該学級の状況は、良好な人間関係を保つことの  
難しさなど、単学級のマイナス面が影響した事例と捉えることもできる。

## (6) 学校運営の全般的な状況

### 【分析結果】

当該校は、1学年1学級という小規模校であり、教職員は、互いに協力し合える人間関係にあったが、学校全体の組織として対応すべき課題が生じた際に、具体的に連携協力して取り組む体制については、十分ではなかった。

特に校長・教頭など管理職については、生徒指導上の問題点を認識しながら、実際の指導は学級担任に任せており、その解決に向けた取組の推進といった点において、リーダーシップを十分に発揮していたとは言い難い。

また、昨年7月の長崎市における事件後の全体指導や個人面談等についても、当該校の対応は学級担任に任せる部分が多く、表面的に問題のある児童だけに注意が向いていたようである。

したがって、今回の加害児童、被害児童を含む子どもたちの人間関係の把握に対するきめ細かな観察・指導は、十分になされていたとは言い難い状況にあったと推察される。

なお、家庭裁判所の審判決定要旨でも、加害児童は「怒り、寂しさ、悲しさといった不快感情は未分化で、適切に処理されないまま抑圧されていた。また、他者の感情や考えを想像し、共感する力や、他者との間に親密な関係を作る力が育っていない。」などの情緒、対人関係の特性が述べられているが、「このような不器用さは周囲に気付かれておらず、家庭でも学校でも少年の表現できない思いが酌み取られることはなかった。」と指摘されている。

## 7 事件の予兆の把握

### (1) 関係者からの聴取内容から

#### 【主な聴取内容】

- 何回か「表情がきつい」と感じるがあった。  
 時期は断定できないが、ある時期、目つきが変わってきたなと感じたことがあった。しかし、6年生になって話をした時は以前と様子が変わらなかったなので安心した。  
**【教職員の認識】**  
 2人の教員がこのような変化を感じたことはあったが、当時は、特に問題視しなかった。また、担任には、そのような印象や認識はなかった。
- 間違っていると思うと許せないタイプで、例えば、友だちから悪ふざけをされたりすると、追いかけたり、倒したり、蹴ったりすることもあった。冗談半分のようなようでもあったが、若干感情的になっていた。  
**【教職員の認識】**  
 冗談半分と思い、真剣には受け止めなかった。
- 5年時、加害児童はミニバスケットボール部退部後の2月、3月の頃、文集の表紙絵の作成やプリントの採点を手伝うなど、教師に協力的であった。  
**【教職員の認識】**  
 教師に協力的であったことから、甘えたがっている状況が感じられるなど、何らかのサインを発していたのかもしれないが、当時、そのような捉え方はしていなかった。
- 加害児童が教室で小説を読んでいることはあったが、それが何の小説であるのかはわからなかった。  
**【教職員の認識】**  
 特に気にしていなかった。  
 どのような小説を読んでいるのかも分かっていなかった。
- 加害児童は、5年時の文集に、好きな本として、ボイスとバトルロワイヤルを書いていた。  
**【教職員の認識】**  
 このことについて、5年時の担任は、当時、気付いていなかった。  
 事件後に報道でこのことを知り、改めて昨年度の文集を見て、事実であることを確認した。

- 事件の2週間前、放課後に（担任が）数名の児童と雑談中、加害児童は椅子に座ってボーッとしていた。声をかけると、「何でもないです」と笑顔を見せたので、その時は安心した。

【教職員の認識】

担任は、数名の児童と雑談していて、加害児童の様子に気付き声をかけている。

担任は、「加害児童が『何でも。ないです』と笑顔を見せたので安心した。」と言っている。また、「後にして思えば、何かを考えていたようでもあり、その時、もう少し話を聞いておけばよかったかもしれない。」と振り返っている。

- 今年になってから加害児童と被害児童及びその他の3人の児童、計5人で回覧して書いていた交換日記があったようである。内容は分からないが、この交換日記をめぐる、今回の事件の直前までに何らかのトラブルがあったらしい。

【教職員の認識】

交換日記をめぐるトラブルについて、教職員は全く認識していなかった。

- 事件後、4校時目の作文の下書きがランドセルから出てきた。その中に「お前を殺しても殺したりない・・・」（映画ボイスの言葉を引用）という記述があり、長々と書いていた。

【教職員の認識】

担任は、この記述について、事件前は全く知らなかった。

事件後、警察が加害児童の持ち物を調べた際に担任は校長・教頭とともに立ち会ったが、その時、この記述のことを知った。

この作文は、卒業後の思い出づくりのために書かせたものであり、担任の指導としては、誤字や脱字の修正等が中心で、内容については児童に任せていた。

担任は、作文の構想段階で、加害児童が題材として「人の心理」を選んでいたことは知っていた。変わっているとは思ったが、複数の女子と一緒に決めたことのようにあり、女の子同士で仲良く考えていくのならよいと思い、特に気に留めていなかった。

また、加害児童が映画のことを書いていることは、事件の2週間前、作文の書き始めの頃に認識していたが、担任自身はその映画の内容を知らなかったため、指導はしていなかった。

- 事件後、加害児童のランドセルに自作の小説を書いたノートが入っていた。その小説には島の地図が描かれ、登場人物は38人ほどで、一人ひとりが持っている武器の名前も書かれていた。また、「殺す」という言葉がたくさんあり、どうやって殺すかも書かれていた。

【教職員の認識】

担任は、事件後、警察による加害児童の持ち物調査に立ち会った際に、このノートの存在を初めて知った。

担任は、「映画のストーリーか小説を書き写しているように思われるこのノートには、同級生の姓があり、被害児童の姓も含まれていた。名は、被害児童と違う名で記されていた。」と言っている。

### 【分析結果】

複数の教職員が、加害児童の表情や行動等に気になる側面を感じていたが、一方で、残忍な内容の多い映画や小説を好むことには気付いていなかった。

家庭裁判所の審判決定要旨が「(加害児童は)感情認知自体が未熟であることや社会的スキルの低さのために怒りを適切に処理することができず、怒りを抑圧・回避するか、相手を攻撃して怒りを発散するかという両極端な対処しかできなかった。」と指摘していることを考えれば、加害児童に対してもっと注意深く対応すべきであったかもしれない。

しかしながら、これらのことは一般の子どもでも時折ありがちなことであり、今だから(この事件が起きて、今考えてみると)思い当たることであったとしても、当時は特異なものとは受けとめることができなかった。

また、多くの教職員は加害児童を「まじめで努力家」と捉えており、特に問題視することがなかったことから、加害児童の心の屈折や心の中になおこった変化に気付くことができなかったと考えられる。

(2) 報道されている事象から

【報道されている事象】

- 事件のおよそ1週間前、下校準備中に加害児童が机上に開いていた本を同級生が後ろからのぞきこんだ際、加害児童は刃が出ていないカッターナイフを振り上げた。

【教職員の認識】

このことについて、担任は記憶していない。

担任は、「仮に子どもたちが、そのことを自分に知らせるようなことがあったとしても、刃が出ていなかったから重大だとは思わなかったであろうし、また、刃が出ている刃物を振り回していたのなら当然指導したはずだが、そのような点も含めて、記憶していない。」と言っている。

- 運動会（5月下旬）の日に2人が言い争いをしていた。

【教職員の認識】

教職員は誰も見ておらず、確認できない。

【分析結果】

加害児童は、刃の出していないカッターナイフを振り上げたようであるが、学級担任は「記憶していない。」とのことである。

しかしながら、「刃が出ていなかったから重大だとは思わなかったであろう。」という学級担任の認識は、教職員としては適切さを欠いていると思われる。

## 8 その他

本事件の要因等と直接に関わるものではないが、県議会での議論等を踏まえ、事件発生後の当該校の対応等についても、問題となった下記の点に関して検証を加えた。

### (1) 児童に対する事情聴取等が長時間に及んだこと

#### 【主な聴取内容】

- 警察による学校での6年児童に対しての事情聴取については、1人15～20分程度で断続的に行われた。緊急重大な事件で早急に真相を把握する必要があることから、全員終了するまで学校に残るように警察から依頼されたために、17時の事情聴取終了後、調書作成が終了した17時45分まで6年の全児童を学校に留めた。その後、学校は、保護者及び6年児童に状況を説明し、ともに下校させた。
- また、事情聴取には、6人の教諭をそれぞれの教室（5教室）に配置し付き添わせ、6年児童が不安にならないよう配慮をした。

#### 【分析結果】

結果的に聴取開始から下校までが4時間にも及んだが、今回の事件の重大性を考慮すると、やむを得ないものと考ええる。

また、聴取にあたっては、6名の教師を同席させ、児童の不安をやわらげる措置をとってはいるものの、学校は保護者の同席を求めるなど一層の配慮を行うことが望ましかったのではないかと考えられる。

### (2) 調書作成の際に児童の指印押捺が行われたこと

#### 【主な聴取内容】

- 指印押捺の件については、佐世保警察署の話によると、本人の調書であることを証明するため、印鑑の代わりに自分の指で押してもらったということである。なお、押捺の件については、警察が保護者へ説明し、同意を得ている。
- 立ち会いの教諭も、通常の手続きであると警察から説明され、「確認のための押印と感じた。」と話している。

#### 【分析結果】

指印押捺については、警察による通常の手続きで行われている。

なお、押捺の件については、警察が保護者へ説明し、同意を得ている。

### (3) 保護者への対応

#### 【主な聴取内容】

- 保護者に対する学校からの説明は、事件発生から5時間以上を経過した後行われた。
- P T A会長が、誤った情報を流さないことが大切であると判断し、P T Aの各学年委員長に指示して、各家庭へ、「報道機関の取材に応じないように」という連絡を回したという事実を確認した。従って、この件について学校は関わっていない。
- また、保護者から学校に対して、「報道機関の子どもたちに対する直接の取材を規制してほしい」との要望があり、児童の混乱や恐怖を避けるという目的で、P T A会長・校長の連名で、報道機関の子どもに対しての個別の取材に対しては「知らない」と答える旨のお知らせを、6月4日付で保護者に対して配布した。

#### 【分析結果】

保護者に対する説明を、もう少し早く行う配慮が必要であった。

また、報道機関への対応について、結果として、誤解を招くような事態が発生したことについては、反省を要する。

### (4) 問題とされた校長の発言

#### 【主な聴取内容】

- 事件発生時の担任の行動に関して、校長は、ある保護者に対して、「子どもは記憶が曖昧な時がある。」「うちの職員がうそをついているというのですか。」と発言した。「子どもはうそをつくことがある。」という発言をしたかどうかははっきり覚えていない。
- 校長は、学校で保護者と県教育委員会の「調査報告」について話をしていた際に保護者に対して、具体的な発達障害名を挙げて「お子さんは ですね。」「ほかの子にちょっかいを出すのをやめたらどうですか。お子さんの態度を変えればいいのに。」と話した。後日、校長は、これらのことについて、保護者に謝罪している。

#### 【分析結果】

いずれについても発言後に釈明や謝罪はしているが、教育者として不適切な発言と言わざるを得ない。

特に、発達障害に関する発言は事実と異なるばかりでなく、障害についての誤解を招きかねず、適切さを欠くものである。

### 第3章 家庭裁判所の審判決定要旨

平成16年9月15日に長崎家庭裁判所佐世保支部において最終審判が実施され、同夕、審判の決定要旨が公表された。ここでは、同決定要旨の内容に沿って項目ごとに整理し、掲載した。

#### (1) 加害児童に対する措置

- 少年（加害児童）を児童自立支援施設に送致する。
- 少年（加害児童）に対し、平成16年9月15日から向こう2年間、強制的措置をとることができる。

#### (2) 本事件の直接的な要因及び背景

- 加害児童は、認知面・情緒面に偏りがあり、不快感情、特に怒りについては回避するか相手を攻撃するかという両極端な対処行動しか持たないといった人格特性を有していた。
- 加害児童は、ホラー小説等に傾倒しており、その影響により攻撃的な自我を肥大化させていた。
- 加害児童にとって、交換ノートやインターネットが唯一安心して自己を表現し、存在感を確認できる「居場所」になっていた。
- 加害児童は、オリジナリティーやルールへの強いこだわりから、交換ノート等に参加していた同級生に対し、自らの表現を無断で使用することを注意していた。
- このことに息苦しさや反発を覚えた被害児童は、交換ノートに反論を記載し、ホームページに名指しは避けながらも加害児童への否定的な感情を直截に表現したと見られる文章を掲載した。
- 加害児童は、被害児童のこうした行動を「居場所」への侵入と捉えて怒りを覚えた。
- 加害児童は一旦は回避的に対処したが、さらに被害児童による「居場所」への侵入が重なったと感じて怒りを募らせて攻撃性を高め、確定的殺意を抱き、計画的に殺害行為に及んだ。

#### (3) 加害児童の人格等の特性

- 認知や情報処理に関し、加害児童が生来的に有している特性として、次の4点が挙げられる。

- (ア) 対人的なことに注意が向きづらい特性
- (イ) 物事を断片的に捉える傾向
- (ウ) 抽象的なものを言語化することの不器用さ
- (エ) 聴覚的な情報よりも視覚的な情報の方が処理しやすい

これらの特性は軽度であり、何らかの障害と診断される程度には至らない。

- 愉快的な感情は認知し表現できるが、その他の感情の認知・表現は困難であり、特に怒り、寂しさ、悲しさといった不快感情は未分化で、適切に処理されないまま抑圧されていた。そのため、周囲からおとなしいが明るい子と評されていた。
- 4年の終わり頃から、怒りを認知できるようになったが、感情認知自体が未熟であることや社会的スキルの低さのため、適切に対処することができない。(抑圧・回避するか、相手を攻撃して発散するかの二極化)
- 怒りを回避するとき空想に逃避する傾向や、強い怒りを急激に感じたときの行動は記憶を想起できない場合があることなどから、時には攻撃衝動の抑制が困難になることが推測される。
- 断片的な出来事から統合されたイメージを形成することが困難であるため、他者の視点に立ってその感情や考えを想像し共感する力や、他者との間に親密な関係を作る力が育っていない。
- 聴覚的な情報が中心となる会話によるコミュニケーションでは、一部にとらわれやすく、文脈理解ができないため、発話者の意図を理解して返答したり、自分の気持ちをうまく表現したりすることができない。
- 現在もなお、自らの手で被害児童の命を奪ったことの重大性や家族の悲しみを実感できないでいる。
- その背景として、自己の悲しみの経験や共感性を基盤とした「死のイメージ」が希薄であり、人の死が情動を伴うものになりえていないことや、処理しかねる強い衝動には目を向けないようにして抑圧する対処が習慣化していることなどが指摘される。

#### (4) 加害児童の家庭の状況

- 加害児童は、幼少期から、泣くことが少なく、おんぶや抱っこをせがんで甘えることもなく、一人でおもちゃで遊んだり、テレビを見たりして過ごすことが多いなど、自発的な欲求の表現に乏しく、対人行動は受動的であった。
- 家族は、加害児童の行動傾向を「育てやすさ」「一人で過ごすことを好む」というように捉え、ささいな表情の変化や行動に表れる欲求を受けとめて、積極的に関わるということをしてこなかった。
- 加害児童の両親は、身の回りの世話など通常の監護養育のほかに、教育面にも関心を持って接してきたが、情緒的な働きかけは十分でなく、おとなしく手のかからない子として、加害児童の問題性を見過ごしてきた。
- その監護養育態度は、加害児童の資質上の問題性に影響を与えている。

#### (5) 今後の対策への示唆

次の点は、加害児童に関して述べられたものだが、家庭教育や学校教育の在り方にかかる今後の課題として捉えることができる。

- 加害児童には、感情や情動の認知とその処理方法、自己の意思を伝達する方法等の社会的スキルを習得させる必要がある。
- 加害児童は、自分の欲求や感情を受け止めてくれる他者がいるという基本的な安心感や愛着を形成し難かった。
- 自分の気持ちをうまく表現できない不器用さに周囲が気づいておらず、家庭でも学校でも、加害児童の表現できない思いが酌み取られることはなかった。
- 加害児童は、自己の悲しみの経験や共感性を基盤にした「死のイメージ」が希薄であった。

## 第4章 専門家の意見

### (1) 加害児童自身が抱えていた問題点

- 加害児童が周囲の他の人に対して殺意をもったことがあるといった情報はなく、学校や地域で他害行為を頻繁に起こしていたというわけでもない。また、小学校6年生ということもあり、解離の問題がそれほど深刻であったとは考えにくい。

加害児童は特定の間人間関係の中で事件を起こしたのであり、その人間関係のストレスに適応できなかったのではないだろうか。

- 一般的に、心に生じた問題を処理する能力にばらつきがあっても、トータルとしてとらえると問題はなくなるものである。加害児童が解離状態であったとすると、普通の子どもがあのような事件を起こしたことの説明はしやすいわけだが、高校生や成人と違って、普通、小学生の年代では別の人格をつくるどころまでは至らないものである。
- 発達障害の有無を問題視することに関しては、慎重でありたい。障害があっても社会で活躍している人はたくさんいる。この加害児童の場合は、生まれつきのもとの環境の影響によるものとが複雑に絡み合っているように思われる。ネガティブな感情の処理能力や円滑な人間関係を築く力が育っていなかったのであろう。
- いろいろなときの対処法として、気楽に話ができて、しっかりと聴いてくれる相手が必要になるが、加害児童には一人であることを好むことや思いをうまく表現できないなどの特性があり、一人で思い詰め、怒りが増幅していったことが想像される。また、心のブレーキや人との関係をうまくつくれる能力が育っていなかったと考えられる。

### (2) 事件の要因及び背景

- 残虐な映画や小説の影響がかなり大きかったのではないかと想像される。家庭裁判所の審判決定要旨によると、ホラー小説に傾倒していたようであるが、加害児童は断片的な判断しかできないことや一人であることを好むということから、空想の世界にのめり込んでしまったのではないだろうか。

また、計画的行為とされているが、そうであれば、なぜ、人目のある学校という場所を選んだのか。この点からも、バトルロワイヤルなどの小説あるいは映画の影響が大きかったと考えられる。

- 審判結果で加害児童の社会的スキルの不足が指摘されているが、少子化の影響で、兄弟の数が減り、地域にいる子ども数が減っているため、今の子どもたちは同世代との関係が乏しくなっている。また、親や地域が明確なしつけをしていないという面もある。さらに、ゲームやテレビなどの影響から、子どもたちが一人である時間が増えている。

以上のようなことから、現在、社会的スキルの発達が十分ではない子

- どもたちが少なくない。こうした子どもたちを取り巻く社会環境の問題も、今回の事件の要因と考えられる。
- 学校で友人を殺害するという行為になぜ及んだか、ということの解明するには、学校や学級における人間関係の中で、加害児童の心の問題がどのように増幅されたのか、明らかにする必要がある。
 

そのためには、過年度の状況も含めて、教師と子どもたちとの関係、例えば、教師は児童の何をどのように評価していたか、児童とのコミュニケーションの量や質はどうかなどについて、各年度の教師間の差とそれが児童に及ぼした影響に注目する必要がある。

また、生活面で指導を要する子どもたちに対応している教師の姿が、周囲の児童にどのように見えていたのか。このことを含めて学級経営の問題は、本事件を解明するうえで重要であると考えられる。
  - 一次報告に「成績優秀な子どもへの羨望の有無、また、そのことが事件の要因となったかどうかは確認できない」とあるが、「先生から最も愛される人」は誰かという観点で見ると、4年生のときに、被害児童が転校してきたことの影響が見えてくるかもしれない。「被害児童が4年時に転入してきた時、新風を吹き込んでくれるかなという印象を受けた。新鮮で、明るかったし、彼女がクラスの雰囲気を変えてくれるかなという期待感があった」とあるように、教師の期待がうかがえる。加害児童にとっては、成績が良いか悪いか重要なのではなく、先生に愛されるかどうか重要であった可能性もあると推測する。
  - 成績の変化に関する情報が親に与えた影響は、極めて重要だと思う。聴取の結果、加害児童の成績の変化は、担任の評価の仕方の違いによるものということであったが、親や子どもにはそのことは分からない。加害児童は、同じように努力しているのに、結果として、ミニバスケットボール部をやめさせられたとしたら、本人が納得しないまま、罰を受けたということになる。このことは、「解離状態」を病理的状況へと進行させる要因として重要だと思う。
  - 当該校は単学級であることから引継ぎはなかったとのことだが、複数学級であれば、学年主任を中心に話し合いができる。単学級であればこそ、教師間での話し合いや引継ぎが必要である。
  - 小学校高学年・中学生になると、女子は親しい仲での交流だけを行い、やや排他的になる集団をつくるようなところもある。しかしながら、親しければ親しいほど、その関係がうまくいかなくなると、無視したり、いじめたり、ひいては殺意まで抱くことも考えられる。
 

女子同士が特定の閉鎖的な集団を形成しないような多様な考え方や価値観を尊重しあえるような学級づくりが必要だと思うが、6年間連続して単学級という中では、友人関係が固定され、多様性を尊重しあうことを身につけていくのはむずかしいことだとも思う。
  - 子ども理解を深めることや問題行動等の予兆を把握する面から、学校はもっと組織的に対応する必要がなかったか考える。

- これだけインターネットの活用が普及している中で、モラルやマナーについて、体系的な教育が行われていない。情報の影の部分の指導が十分になされていなかったことも、今回の事件を引き起こした背景の一つと言える。

### (3) 今後の対策及び課題

- 子どもの情緒や行動等の評価・判断は、教師だけでは困難な場合がある。学校の中で専門家が子どもの特性を見極めたり、教師の相談に乗ったりして教育を支援していく体制が必要である。
- 教師が専門家に相談できるシステムをつくる必要がある。その際は、子どもの心が危険な状態にあるかどうかをチェックするといった側面とともに、学級経営上の悩みや問題点についても相談できるようにする必要がある。
- 最終審判の決定要旨に加害児童の社会的スキルの問題が指摘されているが、一般的に年齢を問わず、社会的スキルの不足は各種非行や犯罪に結びつくというデータもある。再発防止のためには、学校において社会的スキル、例えば、小学校段階では、お礼を言う、謝る、人と一緒に活動する、妥協する、批判を受け入れることなどを身に付けさせるための学習や訓練の場が必要である。

また、子どもたちのコミュニケーション能力の向上を図ることも課題となるが、その際には、相手の心を読み取ったり、感情を表現したりする力なども育てたい。子ども同士のトラブルは、勘違いによるものも多い。

- ネガティブな感情を出せない児童生徒が起こした事件という印象である。無視されたり、いらいらしたりするなど、ネガティブな状況になったとき、それを自分自身でどのように対処したらよいか、学校教育において学習できる場が必要である。
- 今、学校等で教えているスキルは、他の人と仲良くすることやうまくやっていくためのスキルが多い。生活をしていく中で問題が生じたり、困ったりしたときや、嫌な思いや辛い思いをしたときに、どう対処するか、そのためのスキルを身に付けさせることが大切である。
- 心の教育の具体的な取組が難しいと思う。知識として教えていくような心の教育は、実際に子どもたちの心に響かせることは難しいのではないかと。思いやりの心などは、実体験から湧き出てくるものであり、知識として入ったものは押しつけられたような印象を受けて、むしろ反発したくなるのではないかと思う。

また、命の尊さを伝える教育も難しいと思う。日常の中で生や死を体験することが少なく、あるのは、テレビやゲームの中で痛みを伴わない「死」である。そのような「死」は往々にして観念的で現実感に欠けている。おそらくそのような虚構の「死」というイメージは、ともすれば、

- 「死んでもリセットで生き返る、死は今の苦しみから抜け出せる、嫌なやつは抹殺しよう」など死について安易な捉え方をしたり殺意を抱きやすくなるように思われる。大人の生や死に対する考え方も異なり、社会全体が生や死について考えていくような取組が必要であると考えます。
- 子どもたちに、非行や犯罪を働くと、相手だけでなく、自分自身や家族にも多大なマイナスが生じることを、どのような罰を受けるかということも含めて教える必要がある。
  - 学校としての組織的対応や危機管理の在り方が問われる。また、教師一人ひとりの指導力や観察力などの資質の向上も、今後大きな課題になっていくであろう。
  - 児童生徒の観察においては、一人の子を複数の目で見ることがある。このことが、学校にまだ根付いていないように感じられる。他の学級のこと、教師がお互い意見できないようなところがないだろうか。また、担任に対しては心を閉ざしていた子どもが、別の教師には心を開き、不安や悩みなどが明らかになるということも有り得る。
  - 教師には、子どもたちの状況を見取る力量を高めることが求められるとともに、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな対応を図る観点から、1学級当たりの児童生徒数の在り方についても、研究を深める必要がある。  
 また、問題行動等の予兆を感じるためには、学習から離れた時間に子どもと接することが大切である。  
 学校は、そうした時間の創出に向けて日課やカリキュラムを改善するなど、努力する必要がある。
  - 当該校の教職員が加害児童を「まじめで努力家」といった固定的な見方で捉えていたことが、サインを見落としした一因として考えられるが、それを裏返すと、「手のかかる子どもが問題のある子」と見なし続けていることと共通する。  
 今後の課題として、子どもの感情は大人とのコミュニケーションを通して発達するという原点に立ち返り、子どもの心を育てるために、問題行動等、不快感情の表出を単に抑圧するのではなく、それに適切に対応できる力量を教師は身に付ける必要がある。
  - 対人関係、情緒、行動、認知等に偏りのある子どもを早期に発見し、適切な療育や教育に結びつけることは、今後の大きな課題である。  
 このことは、学校だけでなく、社会全体の問題であり、乳児期からの検診の在り方や親への支援・教育等も含めて、早期発見、早期対応システムの改善が求められる。そのため、大学や医療機関等と学校との連携・協力が一層必要である。

(4) その他、学校や家庭、教育行政に求められること

- 今回の事件を受けて、いろいろな対策を講じることになるであろうが、教育は本来、人間対人間の営みであり、学級経営が基本であることを忘れてはならない。先生方には、学級集団づくりについて、より一層研究してほしい。
- 担任が知り得た情報の引継の方法等について、制度的に定める必要がある。また、児童生徒に関する指導記録の在り方について、初任者研修等をはじめ各種研修会で教師の理解を深めるべきである。
- 教師と保護者が協働して子どもを育てるという考え方に立つ必要がある。やるべきことや相談すべきことがあっても、お互いに遠慮して腰が引けてしまうようなことがあってはならない。学校は、家庭の理解を得るため、必要な情報を積極的に伝えるなど、説明責任を果たす必要がある。
- 今の子どもたちには、集中力や我慢を身に付けさせることも大切である。そのためには、学校や家庭、地域において、挫折や痛みを伴う体験をさせる必要がある。学校には、そのような観点からも、児童生徒の実態等に応じた特色ある教育を工夫してほしい。
- 今回のような悲惨な事件が発生した場合、現場の処理を学校の先生方が行くと、二次ストレスへの影響が心配される。そのためにも、緊急時の対応システム等について、検討しておく必要がある。
- 集団活動では、みんなに合わせることも大切であるが、本当の意味での社会性を身に付けさせるには、集団の中で自分の思いを素直に表現し、協調性を維持しながら自己主張できる活動を教師が意図的に仕組んでいく必要がある。

- 御意見をいただいた専門家名 - (50音順、敬称略)

岩 永 竜一郎 (長崎大学医学部保健学科助教授)  
大河原 美 以 (東京学芸大学教育心理学講座助教授)  
小 澤 寛 樹 (長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授)  
金 原 俊 輔 (長崎ウエスレヤン大学現代社会学部教授)  
川 崎 千 里 (佐世保市子ども発達センター所長)  
児 島 達 美 (長崎純心大学人間心理学科教授)  
中 村 政 則 (佐世保児童相談所長)  
永 田 耕 司 (活水女子大学健康生活学部教授)  
橋 本 健 夫 (長崎大学教育学部長)  
村 田 義 幸 (長崎大学教育学部教授)

## 第5章 ま と め

ここでは、これまでのすべての調査内容、家庭裁判所の審判決定要旨及び専門家の意見等を総括し、本事件全般に関する県教育委員会の見解をまとめた。

### (1) これまでの調査結果から

これまでの調査で浮き彫りになった課題のうち、主なものを次に示す。

- 昨年の幼児誘拐殺害事件以降、命を大切に作る心や他人を思いやる心を育てる「心の教育」の充実を図ってきた中で、今回の痛ましい事件が発生した。

これまでの指導がどこまで子どもたちの心に届いていたのか、何が足りなかったのかなどを検証するとともに、指導内容や指導方法の工夫改善などの面で具体的対応策を講じる必要がある。

- 関係教職員からの聴取から、後になって振り返ると予兆ではなかったかと思われる加害児童の行動や様子等が浮かび上がってきた。子どもたちの心の変化やサインをしっかりと受け止め、適切に対応するには、教職員一人ひとりに豊かな感受性と子ども心に真に向き合う姿勢が求められる。
- 今回の事件では、子どもたちの状況等について教職員間で情報を共有し、必要に応じて組織的に対応することの大切さが再確認された。子どもたちの心の状態は、一人の教師の見方や判断だけでは的確に捉えきれないことがある。各学校において確実に機能する生徒指導体制を確立することが重要である。また、事件・事故発生に対する、学校の危機管理体制を一層整備していく必要がある。
- インターネットは、情報の入手や交換を行う上で便利な道具であるが、使い方を一歩誤ると大変な危険を招きかねない。今回の事件によって、子どもたちが安心して利用できる環境整備やモラル・マナー向上のための対策が急務であることが再確認された。

### (2) 家庭裁判所の審判決定要旨を踏まえて

今回公表された審判決定要旨では、これまで分からなかった加害児童の人格や対人関係の特性等が明らかになり、教育的観点から事件の要因や背景等を分析するうえで参考になる貴重な情報が示された。

その内容を踏まえて、今後、次の点から再発防止に活かしていきたい。

- 子どもたちの中には、自分の感情をうまく表現できない子がいる。また、他者に共感する力やコミュニケーション能力の不足している子も多い。さらに、大人しく、よい子に見えても、怒りや悲しみなどの感情を周囲から受け止めてもらえないまま、うまく処理できず、攻撃行動に出ることもある。学校や家庭には、こうした子どもたちの状況や思いを酌

み取ることに努め、安心感を与えるため積極的に関わっていくことが求められる。

- 加害児童は自己の経験や共感に基づいた「死のイメージ」が希薄であると指摘されているが、昨今の少年事件を省みると、このことは、現在の多くの子どもたちについても危惧されるところである。学校の道徳教育では、命の尊さだけでなく、「死」についても見つめ考えさせる学習機会が必要である。

### (3) 専門家の意見を受けて

- 子どもたちの心の状態や変化を的確に把握するうえで、これまでのように問題を起こさない子が「良い子」であるという捉え方だけでなく、様々な見方や留意しなければならない側面があることを改めて認識した。教師や学校だけでは判断や対処が十分に行えない状況も考えられることから、専門家と学校とが連携して問題行動等の予兆を把握できるシステムづくりが必要であることを痛感した。
- 再発防止のためには、子どもたちに怒りや悲しみなど様々な感情の処理の仕方や対人関係を豊かにする社会的スキルを身に付けさせること、インターネットモラル・マナーの向上を図ることなど、新たな視点から教職員の指導力や資質の向上が求められる。
- 児童生徒一人ひとりへのきめ細かな対応を図るための体制づくりや、学校生活の中で、学習時間以外においても、子どもとの触れ合いの場を十分に確保していくことが求められる。

### (4) 本事件に関する県教育委員会の見解

- 今回の事件は、本来、安全で楽しい学びの場であるべき学校で、しかも給食時間という教育活動中に、小学校の同級生同士の間で発生したものであり、教育関係者はこの事実を重く受け止めなければならない。

調査結果からは、学校運営、生徒指導体制、学級経営の在り方等に不十分な面が認められる。

特に、校長が、生徒指導上の問題について、適切な対応や担任への指導を行っていたのかという点や、担任の学級経営の在り方、一人ひとりの児童への向き合い方が十分であったのかという点などは疑問が残る。

また、本事件の要因等に直接関わるものではないが、事件後の学校の対応において、教育者として不適切な言動が見られたり、児童や保護者への対応に関して、配慮を欠く面があったことは否めない。

しかし、児童生徒の生命や身体の安全を確保すべき教員の注意義務という観点から見た場合、事件が発生した給食準備時間は、児童が、給食当番活動やその他の係活動をしたり、トイレへ行くなど多様な行動をとるため、学級の児童全員の様子を把握することは極めて困難であったと思われる。従って、給食準備時間に本事件が発生したことをもって、教

員が注意義務を怠ったと判断することはできない。

また、事件発生が予見できたかという観点から見た場合、これまでの調査で確認できた事件発生までの加害児童の気になる言動や態度は、発生後に改めて思い起こした内容であり、事件に直接結びつけて予兆と捉えることは困難であったと言わざるを得ない。特に、交換日記やホームページをめぐるトラブルによって、加害児童が被害児童に対する怒りを募らせていったことが事件の原因とされているが、学校生活の中でこのことを察知できる言動や態度は確認されていない。

これらのことから判断すると、当該校において、今回の事件を防止することは難しかったのではないと思われる。それほど、通常予測できる範囲を超えた、前例のない事件であったと言わなければならない。

従って、当該校に、本事件の要因に直接関わる過失や、職務違反に該当すると思われる事実があったとは認め難い。

しかしながら、結果として学校においてこのような重大事件が発生したことについて、当該校に当事者としての、また、佐世保市教育委員会に、学校を管理・監督する立場としての責任が存在し、さらに、長崎県教育委員会には、市町村教育委員会と連携・協力して県全体の教育行政を推進する立場としての責任が存在するものとする。

県教育委員会においては、昨年7月の中学生による幼児誘拐殺害事件以降、学校における心の教育や生徒指導の充実等について取り組んできたことが、真に子どもたちの心に届いていたのかを改めて問い直し、今後の対策に全力を尽くさなければならない。

子どもたちの成長・発達の状況や、生活・行動様式が変化し、問題行動の低年齢化などが指摘される中、特に、前思春期といわれる小学校高学年においては、子どもたちの抱く悩みや問題について、複数の視点で見つめ、情報を共有し、管理職を含めた多くの教師が連携・協力して指導に当たる必要がある。また、基本的生活習慣や行動様式を身に付けさせることにとどまらず、問題行動などへの的確・迅速な対応等を含んだ指導が求められる。これらは、当該校のみならず、小学校における生徒指導の一層の充実に向けた大きな課題である。

教育関係者は、このような課題を強く認識し、悲劇を再び起こしてはならないという強い決意のもと、事件の再発防止に向けた今後の改善策に徹底して取り組むことが重要である。

- 今回の事件の背景として、家庭の問題が言われているが、家庭裁判所の審判決定要旨によると、「加害児童は、幼少期から、泣くことが少なく、おんぶや抱っこをせがんで甘えることもなく、一人でおもちゃで遊んだり、テレビを見たりして過ごすことが多いなど、自発的な欲求の表現に乏しく、対人行動は受動的であった」とされ、「家族は『育てやすさ』『一人で過ごすことを好む』と捉え、積極的に関わるということを

しなかった」と指摘されている。

学校や家庭においては、ある一面だけを捉えて子どもの全てを理解したと思いつくことなく、教師と保護者が密に意見交換を行うなど、子どもたちの姿を多面的に見つめ、理解と関わりを深めていくことが求められている。

なお、事件後に県教育委員会が行った「インターネット利用状況調査」においても、保護者は子どものインターネット利用の有無は把握できていても、電子メール、ホームページの開設、電子掲示板やチャットなどの具体的な利用内容までは十分な把握ができていないという結果が表れており、親が我が子の姿をしっかりと捉えきれていない実態が浮き彫りになった。

- 近年の急速な情報化の進展は、子どもたちを取り巻く環境にも大きな変化をもたらしている。各種メディアが提供する情報等の中には、有益なものがある一方で、行き過ぎた暴力や残虐行為、性描写など、子どもたちの人格形成上好ましくないものも多い。また、インターネットや携帯電話の急速な普及は、メールやチャットによるコミュニケーションやホームページという新たな自己表現手段に関して大きな課題を生みだしている

今回の事件においても、家庭裁判所の審判決定要旨の中で、「加害児童は傾倒していたホラー小説等の影響により、攻撃的な自我を肥大化させていた」こと、また、「加害児童はインターネットのホームページ上に記載されている内容を見て、被害児童に対する怒りを募らせ殺意を抱くに至った」ことが指摘されている。

子どもたちを有害情報から守る必要があることは、以前から認識され、そのための対策も講じられてはきたが、実際には子どもたちが有害情報を比較的簡単に入手し視聴できる状況が見られる。このことは社会全体の責任であり、具体的な改善策が早急に求められる。

インターネットについても、便利な道具として単に使い方を教えるだけでなく、子どもたちに対してその影に潜む危険性をしっかりと伝え、モラルやマナーを身に付けさせるとともに、子どもたちが自ら判断し行動する力を育成していくことが極めて重要である。このことについても、学校、家庭、そして社会全体が連携・協力し、取り組んでいかなければならない。

- 事件発生後、県教育委員会は、教育的観点から事件の要因や背景等の解明に努めたが、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の懸念があったため、児童及びその保護者からの聴き取りは行わず、教職員を中心に調査を行ってきた。そのような中、9月15日、長崎家庭裁判所佐世保支部において最終審判が行われ、審判決定要旨が公表された。

その内容については、専門家による長期にわたる精神鑑定の結果に基づき、加害児童の人格特性などがかなり詳細に示されている。

昨年、長崎市の幼児誘拐殺害事件、今回の佐世保市の児童殺傷事件において家庭裁判所は審判結果の要旨を公表したが、少年事件の非公開性、秘密性の原則の一方で、重大事件に関する情報開示を望む社会的要請に応え、家庭裁判所が自主的に公表しているものである。

少年事件において公的に確認される「事実」が示されるのは、少年審判の場であり、最終的に家庭裁判所から示された判断の中にこそ真実が込められているということになる。それ故、昨年と今回の事件の被害者の遺族が家庭裁判所に対して「審判結果の可能な限りの情報開示」を求めているのである。

少年保護のため審判が非公開であるという原則から、家庭裁判所が審判結果の要旨を公表する場合、それが少年事件の非公開性、秘密性の趣旨に反するものでないという判断は、審判主宰者としての家庭裁判所が自ら判断するほかないものである。このような我が国の少年法制からすれば、今回の家庭裁判所の審判決定要旨の公表は、審判結果を可能な限り明らかにしたものとして評価できるものと考えられる。

## 第6章 県教育委員会の対応

### 1 これまでの取組

6月 2日(水)	佐世保市教育委員会と連携して、当該校へのカウンセラーの派遣を開始
6月 3日(木)	教育庁対策本部設置
6月 7日(月)	緊急市町村教育長・小中学校長等合同会の開催 「生徒指導等の一層の充実と学校・家庭・地域の連携強化について」を通知
6月 8日(火)	子どもと親の相談員の配置
6月10日(木)	県議会議員への経過報告
6月14日(月) ~15日(火)	県議会文教委員会への経過報告
6月18日(金)	文部科学省への経過報告(第1回)
7月(1か月間)	レンタルビデオ店への立入調査の実施
7月29日(木)	文部科学省への経過報告(第2回)
8月 2日(月)	県議会文教委員への調査結果(一次報告)の説明及び公表
8月 9日(月) ~9月 6日(月)	インターネット利用状況調査の実施
8月16日(月) ~27日(金)	緊急生徒指導研修会を県内8会場で開催
8月19日(木)	学校と民生委員・児童委員の連携にかかる合同会議の開催
9月21日(火)	「学校における重大な事件・事故発生時の対応について」を通知
10月 5日(火)	県議会文教委員への調査結果(二次報告)の説明及び公表
10月20日(水)	インターネット利用状況調査結果公表
11月 5日(金)	「総合的な子ども政策プロジェクトチーム」から「子どもの成長に応じた支援について」の検討結果報告

#### (1) 教育庁対策本部の設置

事件の要因や背景等の解明と再発防止策を検討するため、6月3日に教育庁内に対策本部を設置した。

- 本部長：教育長
- 本部に「情報収集チーム」「情報分析チーム」「連絡調整チーム」を設置  
6月3日(木)～12月3日(金)までに36回開催

(2) 当該校へのカウンセラーの配置

児童、保護者、教職員の心のケアを図る緊急対応として、佐世保市教育委員会と連携し、6月2日から臨床心理士を派遣するとともに、6月8日に「子どもと親の相談員」を配置した。夏季休業期間中も相談に応じられる体制を整えるとともに、2学期以降もカウンセラー派遣事業の拡充により臨床心理士を計画的に派遣するようにした。

《参考》当該校における児童のストレス調査等の実施状況

- 第1回こころの健康調査（全児童対象）
  - 健康調査実施（6 / 3（木））
    - ・早期措置が必要であると認められた児童数
 

6年生	36名（36名中）
1～5年生	35名（142名中）
    - カウンセリング実施（臨床心理士：2名）（6 / 4（金）～）
      - ・カウンセリングを受けた児童数
 

6年生	36名
1～5年生	35名
  - 個別面談（6 / 7（月） 6 / 11（金） 6 / 14（月）  
6 / 15（火） 6 / 17（木） 6 / 18（金））
  - 第2回こころの健康調査（全児童対象）（7 / 9（金））
    - ・カウンセリングを受けた児童数
 

6年生	36名
1～5年生	37名
  - 家庭訪問（7 / 22（木） 7 / 23（金） 7 / 26（月）  
7 / 28（水） 7 / 29（木） 7 / 30（金））

(3) 緊急教育長・小中学校長等合同会の開催

事件を受けての緊急集会を開催し、各学校等での心の教育の徹底と生徒指導の一層の充実・強化等について指示した。

- 日 時 平成16年6月7日（月）13時00分～16時00分
- 内 容
  - ・指示「今後徹底して取り組むべき課題や具体的取組事項」
  - ・講話「最近の子どもたちの心の変化」  
(講師：大学教授)
  - ・講義「学校の危機管理」(講師：県教育委員会)等
- 参加者 各市町村教育長、国公立小中学校長、県立中学校長、PTA代表 他関係者 計約700名

(4) 「生徒指導等の一層の充実と学校・家庭・地域の連携強化について」  
を通知 (平成16年6月7日付け)

今後徹底して取り組むべき課題として次の3点を掲げ、具体的取組事項について、各市町教育委員会及び学校へ通知した。

- 子どもたちに命の大切さ、人間としての基本的な倫理観や規範意識について指導の徹底を図ること。
- 全ての教職員が自覚と責任をもって、児童生徒一人ひとりの状況把握に努め、問題行動等の予兆を見逃さないようにすること。
- 学校・家庭・地域社会及び関係機関等の連携を強化し、確実に機能する連携システムを構築すること。

(5) レンタルビデオ店への立入調査の実施

事件を受け、通常実施している立入調査とは別に、特に緊急措置として、7月の1か月間で、県内すべてのレンタルビデオ店159店舗における貸出等の実態把握及び指導を行い、青少年を取り巻く環境浄化を図った。

- 実施方法 長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査員が、各市町教育委員会の協力のもと立入調査を実施。
- 実施時期 平成16年7月の1か月間
- 調査結果 貸出時における15歳未満の確認方法
  - ・ 会員証、身分証明書等で確認(102店：64.2%)
  - ・ 外見で判断(22店：13.8%)
  - ・ 口頭で年齢を確認(4店：2.5%)
  - ・ 確認しない(3店：1.9%)
- 指導事項
  - ・ 貸出時の年齢等の確認の徹底
  - ・ R指定の陳列方法の工夫
- 今後の取組
  - ・ 市町村、学校及び関係機関・団体に対して条例の理解を深める。
  - ・ 条例に基づく営業の徹底と自主規制の理解を求めていく。

(6) インターネット利用状況調査の実施

情報モラル等に関する指導を充実させるために、児童生徒の家庭におけるインターネットの利用状況の実態、及びホームページや電子メール・電子掲示板などの利用に際して発生する問題点や保護者の不安等について調査を行った。

- 調査対象
  - ・ 小学校4、6年生、中学校2年生、高校2年生  
各約1,000人（計約4,000人）
  - ・ 調査対象児童生徒の保護者 約4,000人
- 調査期間 平成16年8月9日（月）～9月6日（月）
- 調査結果 平成16年10月20日（水）公表

#### (7) 緊急生徒指導研修会の開催

児童生徒一人ひとりが抱えている悩みや不安等をさらに的確に把握し、その解消に向けた継続的・組織的な生徒指導の充実強化を図ることを目的として、県内8会場で校長と生徒指導担当者を対象に研修会を開催。

- 期 間 平成16年8月16日（月）～27日（金）
- 内 容
  - 講義1 前思春期における子どもの心の発達と心理  
（講師：大学教授）
  - 講義2 少年非行の現状・情報化社会における光と影  
（講師：県警察本部少年課、生活安全企画課）
  - 講義3 児童生徒理解のための指導法や相談体制の在り方  
（講師：県教育委員会）
- 参加者
 

長崎会場	250名	
佐世保会場	200名	
大村会場	250名	
島原会場	160名	
松浦会場	150名	
五島会場	140名	
壱岐会場	80名	
対馬会場	100名	計 1,330名

#### (8) 学校と民生委員・児童委員の連携にかかる合同会議の開催

（平成16年8月19日）

学校が抱える児童生徒の健全育成にかかる課題に対し、学校と民生委員・児童委員が共通理解し、連携を深めるため、関係団体の代表者による合同会議を開催し、次の三項目で連携を図ることとした。

- 地域の実態に応じて、学校と民生委員・児童委員との連絡会を定期的に開催し、情報交換等を行う。
- 民生委員・児童委員は、学校における児童生徒の問題を把握し、協力する。
- 学校長はじめ全教職員は、校区の民生委員・児童委員の役割を理解し、協力関係を築く。

(9) 「学校における重大な事件・事故発生時の対応について」を通知

(平成16年9月21日付け)

重大な事件・事故が発生した場合、子どもたちの安全確保、生命維持を最優先にして被害を最小限にとどめるため、これまでの危機管理マニュアルに次のような内容を追加し、各学校において、全教職員並びに保護者、地域が一丸となった危機管理体制の再構築を図るよう指示した。

- 子どもたちの生命の危機にかかわる緊急時には、第一発見者が携帯電話等で直ちに警察や消防署に通報する。
- 状況によっては、教育委員会に対して、職員の派遣や報道機関への対応等について支援を要請する。
- 子どもたちを事件・事故現場から遠ざけ、二次的被害(P T S D等)を防止する。
- 報道機関への対応、事後の対応、対応事例、対応図 等

(10) 「総合的な子ども政策プロジェクトチーム」から検討結果報告

(平成16年11月5日)

長崎県青少年対策緊急会議答申「長崎県チャイルドケアシステムの構築」への対応及び部局間での横断的取組を検討するためプロジェクトチームを設置し、誕生から18歳に達するまで、切れ目なく子どもを支援するシステムの確立を目指し、部局間連携での「子どもの成長に応じた支援について」の方策を検討した。

- 設置期間 平成16年6月11日(金)～9月30日(木)
- 担当部局 教育庁、政策調整局、総務部、福祉保健部
- 内 容 子どもの成長に応じた支援
  - ・家庭と地域社会の子どもへの関わり支援
  - ・軽度発達障害のある子どもと親への支援

2 今後の取組 ～ 長崎独自の教育システムをつくりあげるために ～

**子どもの心と向き合う教育システム「長崎モデル」の構築**

長崎県教育委員会では、これまでの調査、分析を通して明らかになった課題を踏まえて、次のような視点に立ち、対策に取り組むこととした。

- 子ども一人ひとりに目が行き届く学校教育環境の整備
- 管理職のリーダーシップの発揮・子どもの心の状態の把握など教職員の資質・能力の向上
- 子どもたちの心の状態を的確に把握するシステムの確立
- 子どもたちの心に届く道徳教育・ネットモラル教育の推進
- 豊かな体験活動の推進
- コミュニケーション能力の育成（ゆたかなことばの育成・読書活動の推進）
- 家庭や地域社会の教育力の向上及び子どもをとりまく環境の浄化

具体的には、これまでの子どもの育て方を再点検し、幼稚園や保育所、小学校、中学校間での連携と子どもたちの情報を的確に引継ぎ共有化を図ることや、心の状態を的確に把握し対応するシステムづくり、学校と家庭、地域が連携・協働した子育て体制の整備などを行う。

これらの対応策は、学校・家庭・地域社会全般に広範多岐にわたったものであり、長崎県教育委員会としては、これらを体系的にまとめ『長崎モデル』という、本県独自の「子どもの心と向き合う教育システム」と位置付け、その構築を図っていくこととした。

(1) 現在取り組んでいる施策

(a) 子どもたちの心の状態を的確に把握するシステムの確立

子どもたちの心の変化のサインや問題行動の兆候等を的確にとらえ適切に対応するためには、教師の観察や面談等における観点を明らかにする必要がある。

そのために、県内外から大学教授等の専門家の支援を得て、「心の面談票（仮称）」を作成し、県内の全小中学校で活用する。

また、面談票活用の結果、気がかりな状況等が生じた場合は、臨床心理士やカウンセラー等の専門家の協力を得て、早急かつ具体的な支援が行えるようにすることで、面談票の活用から支援までの一連のシステムを確立する。

(b) 子どもたちの心に届く道徳教育の推進

小中学校においては、これまでも「生命尊重」にかかる道徳の授業が実施されてきたが、子どもたちの心に届く授業が十分になされてきたか懸念されるところである。

そこで、道徳教育に実績のある研究者や教員からなる作成委員を組織して、小中学校の児童生徒の発達段階に応じた「命の大切さや死についての指導に有効な教材集」を作成し配付するとともに、活用法や実践事例についての研修会を実施する。

県内全ての小中学校において、本教材を適切に活用することにより、実践に結びつく道徳教育の確かな推進を図る。

(c) インターネットモラル・マナー向上対策

子どもの発達段階に応じて、ネットコミュニケーションの危険性を繰り返し指導し、健全かつ有効な活用の仕方を身につけさせるため、小中学校及び高等学校それぞれの授業で活用できる指導教材を作成して配付する。

また、保護者に対して、インターネット上の有害情報や危険性から子どもたちを守る方法を具体的に理解させ、家庭の中でも実践することのできるマニュアルを作成するとともに、その活用の普及を図るためのモデル講座を開催する。

(2) 中長期的に取り組む施策

(a) 子ども一人ひとりに目が行き届く学校教育環境の整備

学校経営や学級経営について総点検を行い、複数の目で子どもたちを見つめるなど、指導体制の充実を検討する。

そのため、少人数学級編制・小学校での教科担任制実施などの研究を行うとともに、大学生や教員OBの活用、幼保・小・中連携の推進など、子ども一人ひとりに目が行き届く学校教育環境の整備を検討する。

また、幼稚園・保育所及び小中学校等に在籍する軽度発達障害のある子どもに的確・適切な指導・支援ができる教育環境を整備するため、対応等のマニュアルを作成するとともに、教諭や保育士等に軽度発達障害についての十分な知識と対応等の技能を習得させるなど、資質・専門性の向上を図る。

(b) 管理職及び教員の指導力の向上

教員には、子どもの心の問題に気付く感受性や、子どもたちと真に向き合う姿勢を養うことが求められる。また、子どもたちに、怒りや悲しみなどの感情の処理の仕方や、対人関係を豊かにする力などを身に付けさせるための指導力を培うことも課題となる。

さらに、管理職においては、状況等に応じた的確な判断力やリーダーシップが一層必要となる。また、緊急時の危機管理能力も求められる。

そのため、長崎大学などの専門機関や臨床心理士、精神科医等の専門家とも連携を深め、教員研修の一層の充実を図る。

また、学校における危機管理体制を強化するため、校内研修の充実に努める。

(c) 子どもたちの心に届く道徳教育・ネットモラル教育の推進

道徳の授業の内容や取扱い方は適切であるか、ネットモラル等の必要な内容が確実に実施されているかなど、学校での教育活動全般における「心の教育」の在り方について総点検を行い、その充実を図る。

(d) 豊かな体験活動の推進

子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、本県の自然、文化等の貴重な学習素材を活用し、学校内外を通じて体験活動や社会貢献活動等の充実を図る。

(e) コミュニケーション能力の育成(ゆたかなことばの育成・読書活動の推進)

子どもたちは、家庭での会話(コミュニケーション)不足や、氾濫する情報の影響を受け、表現力が低下し、心が通うコミュニケーションが不足している。また、ことばが乱れ、心に突き刺さるようなトゲのあることばとともに他人を排斥することばを日常的に使うなど、教育をめぐる諸問題の重要な要因の一つに、このようなことばの乱れがあることは否めない。

そこで、家族10分間読書運動などの子どもの読書活動を一層推進するとともに、ゆたかなことばを育成するための方策を検討する。

(f) 家庭や地域社会の教育力の向上及び子どもをとりまく環境の浄化

学校、家庭、地域が相互に連携・協働し、家庭や地域社会における教育力を充実させ、社会全体で子どもを育てていくような、教育コミュニティを作るため、小・中学校区を単位として地域教育力育成を図る。

また、家族10分間読書運動、あいさつ・声かけ運動など「ココロねっこ運動」を一層推進し、家庭・地域社会の教育力の向上と青少年健全育成のための環境の浄化や整備を図る。

## 平成17年度重点施策推進プログラム案（抜粋）

平成16年11月26日に策定した「平成17年度重点施策推進プログラム（案）」は、平成17年度の県政運営の基本指針である「平成17年度重点施策」（平成16年8月30日策定）に掲げる8つの重点施策に、より具体的な事業案を盛り込んだものである。

その中で、子どもの心と向き合う教育システム「長崎モデル」を構成する事業については、「重点施策4 次代を担う子どもの育成」に、下記のとおり掲載している。

### 「重点施策4 次代を担う子どもの育成」

#### 【主要事業】

#### 子ども支援事業

児童・生徒一人ひとりに目が行き届いた支援・指導を行うため、学校での授業や放課後等において、学習支援や悩み相談等にあたる子ども支援員を配置

#### 学校を拠点とした地域教育力育成事業

- 学校・家庭・地域の協働による教育活動推進のために次の取組を実施
- ・小学校区で取り組む市町村教育委員会に対する助成
  - ・中学校区での実践モデル研究

#### 幼保・小、小中連携推進事業

- ・幼保・小連携の在り方や情報の共有化等について、6地域（1小学校、1幼稚園、1保育所）で実践研究を実施
- ・小中の連携の在り方や情報の共有化等について、6地域（1中学校、2小学校）で実践研究を実施

#### 心の面談システム事業

児童生徒理解のため「心の面談票（仮称）」を活用し、児童生徒の心の状態を把握し、必要に応じて専門家チームによる指導・助言につなげる本県独自のシステムの充実を図る

- ・県下全公立小中学校統一の「心の面談票（仮称）」の活用
- ・専門家チームによる本県独自の支援システムの運用
- ・本システム全体の指導・助言を行うオブザーバー会議の運用

軽度発達障害児等への支援対策（教職員等の指導力向上対策）

- ・ 幼稚園、保育所、小中学校の教諭・保育士等を対象にした軽度発達障害マニュアルの作成、配付
- ・ 教諭、保育士等を対象にした軽度発達障害に関する研修会の開催
- ・ 盲・ろう・養護学校が幼稚園、保育所、小中学校に対する巡回相談を実施

子ども読書活動充実事業

- ・ 司書教諭を対象にしたセミナーの開催
- ・ 本県ゆかりの作家等による講演会の開催
- ・ 図書ボランティア、公立図書館員等を対象にした研修の実施
- ・ 子どもを対象とした啓発資料の作成・配布
- ・ 小中学校図書館の司書配置などに対する市町村への助成

## お わ り に

平成16年9月15日の家庭裁判所の最終審判後、被害児童の父親が手記を公表された。その中には、学校や教育関係者に対する強い思いや問いかけが込められた一節がある。

<手記からの抜粋>

---

父さんが昔、学校を取材して「素敵（すてき）だな」と感じるクラスがありました。先生が冗談を言って笑いを取るわけではないのに明るい。先生が怒れば子どもたちは震え上がる。それでも子どもたちと先生はお互いを信頼している。そんなクラスの先生は笑顔も素敵で、先生という仕事を心の底から楽しんでいるんだなと感じました。

今の学校はどう？先生たちは子どもと向き合うこの仕事を本当に楽しんでいる？教育行政の人たちは自身も子どもと直接向き合う気持ちで学校を支えている？

---

この思いや願いをしっかりと受け止め、悲劇を再び繰り返すことのないよう、教育に携わるすべての者が常に危機意識を共有し、子どもたちを共に見守り、健やかに育てていかなければならない。

県教育委員会は、子どもたちと正面から向き合い、情熱を持って接する教師の育成をはじめ、教育の原点である「一人の教師と一人の子どもが向き合う関係」を中心軸とした学校づくりに全力を傾注していきたい。

---

長崎県教育庁学校教育課

〒850-8570

長崎市江戸町2番13号

電話 095(826)3380

---